

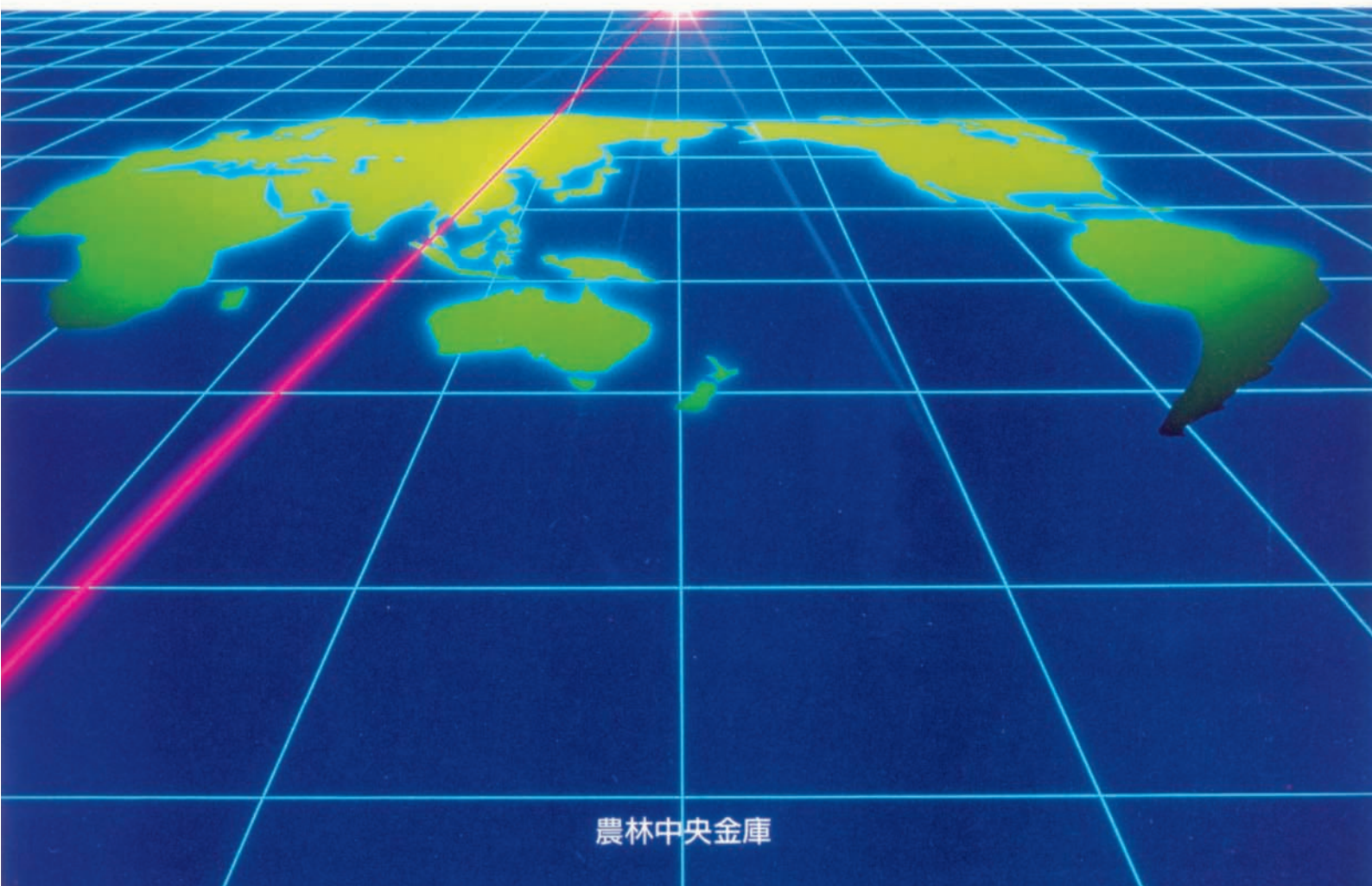
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2006 **10** OCTOBER

地域の農産物と金融

- 地産地消型流通による学校給食への農産物供給
 - 郵政民営化の進捗
 - 国土デザインの中の都市農業
- 銀行の消費者金融への取組みと今後の課題
 - 組合金融の動き



学校給食

——テーマ研究の遺伝子——

農林中金総合研究所（以下「農中総研」）が学校給食についての調査を開始してから約25年が経過した。正確には、農中総研の前身の一つである農林中金研究センターが1980年から81年にかけて学校給食についての一連の調査を実施した。調査を主導したのは研究センター所長（当時）の荷見武敬であった。当時、類似調査がほとんどないなかで、この調査を企画した荷見のねらいは、本人の言葉によれば、「学校給食が、私たちの食生活と地域農業にどのように、また、どの程度までかわっているかについて実証的に分析する」ことであり、その背景には、「給食のもつ本質的な存在意義として、それが食と農をつなぐ一番身近な結び目」であり、かつ「校区圏という名の地域社会と、地域農業を結ぶ架け橋としての意味をもつ」という問題意識があった。

その後、荷見の問題意識を引き継いだ根岸久子（当時、農中総研副主任研究員）は、1989年に学校給食を受けている子どもとその母親を対象とする全国規模のアンケート調査を、90年に全国の栄養士を対象とするアンケート調査を、そして、さらに2003年には、子ども、保護者、栄養士、生産者など学校給食にかかわる人々への多角的な調査を実施、学校給食の意義と役割、そして課題を総合的にかつ実証的に分析し、今後の進むべき方向性を展望した。

根岸は、その調査報告書のなかで、給食運営の合理化・効率化が進むなかで、多様な献立の工夫も、きめ細かな食教育も難しくなっている現状を指摘し、その壁を乗り越えるためには、地元農産物を使った学校給食づくりを行い、それを生きた教材とすることによって食教育が深みを帯び、地域ぐるみの取組みに広がっていくことが可能になると語っている。実際、山形県高畠町や福島県熱塩加納村では学校給食を軸とする食農教育に地域ぐるみで取り組んでおり、このような先進事例は我々に希望を与えてくれる。

さて、本号に掲載した尾高論文は、地産地消型流通のひとつとして学校給食に着目し、その現状と課題および対応策のポイントを分析したものである。荷見・根岸が「食から農へ」のアプローチを試みたとすれば、尾高は「農から食へ」アプローチしたと、対比することもできよう。この論稿のキーワードは子どもたちと生産者の「距離」と関係者の「負担」である。「距離」と「負担」という単純な言葉で表現しているが、「距離」と「負担」を考えることは、農産物市場流通の便利さと限界を考えることと表裏であり、その含意は深い。そして、尾高論文では最後に対応策のポイントとして、関係者の相互理解と、流通コーディネータ・役割分担の重要性を指摘しているが、この指摘は地産地消型流通システムを構築するうえでの重要なヒントを与えている。とくに、流通コーディネータ機能については本稿によってその重要性を再認識させられた。

ところで、尾高論文は、荷見・根岸から直接薫陶を受けて調査・研究を引き継いだものではない。しかし、過去の調査・研究の一連の流れを見守ってきた一人として、尾高論文を読むと、そこに、学校給食の可能性を追求しようとする「テーマ研究の遺伝子」が確かに受け継がれているように思われる。調査研究分野におけるこのような「テーマ研究の遺伝子」を我々は今後も大切にしていきたいと思うし、それは長い目で見てシンクタンクの宝になっていくものと信じている。

（（株）農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳・すずきとしのり）

今月のテーマ

地域の農産物と金融

今月の窓

学校給食 —テーマ研究の遺伝子—

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳

野菜を中心に

地産地消型流通による学校給食への農産物供給

尾高恵美 — 2

郵政民営化の進捗

丹羽由夏 — 20

都市農業を考える

国土デザインの中の都市農業

蔦谷栄一 — 33

銀行の消費者金融への取組みと今後の課題

鈴木 博 — 46

グローバルとローカル

談 話 室

(株)協同セミナー代表取締役理事長

篠塚勝夫 — 18

組合金融の動き

遺言関連業務の動向について

小針美和 — 60

統計資料 — 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

地産地消型流通による 学校給食への農産物供給

——野菜を中心に——

〔要 旨〕

- 1 本稿では、野菜を中心に学校給食における地場産農産物の使用の現状とそれを制約している問題点と課題を整理し、先進的な事例により対応策を示すことを試みた。
- 2 現状では、学校給食での使用食材に占める地場産の割合は約2割にとどまっている。しかし調理場における地場産農産物使用の意向は強く、今後、拡大の余地はある。地場産農産物使用拡大にはさまざまな問題点があるが、本稿では地場産農産物調達のための生産・流通システムの構築、規格のばらつき、学校給食の規格外品や腐敗品の混入といった規格に関する問題、の2点に焦点を当てた。
- 3 本格的に地場産農産物の使用を開始する際に、農協共販や卸売市場以外から調達する場合には、調理場からのニーズに対応できる生産体制や、モノ・代金・情報に関する流通機能を備えた生産・流通システムを新たに構築する必要がある。しかし、調理場と生産者との調整役が不在であることと、人員不足等により調理場が流通機能を担うことが難しいために、新たに構築することが困難になっていると思われる。
- 4 一方、規格に関する問題は野菜産出額の少ない地域で多く指摘されている。野菜産出額の少ない地域では、野菜を自家消費用栽培ないしその延長として産地直売所で販売している生産者が、学校給食に出荷を始めた事例が目立つ。この場合、栽培技術が定着しておらず、共通の規格基準がなく、それを遵守するための仕組みがないことが規格に関する問題が生じる要因と考えられる。規格に関する問題の発生状況は、地域の農業情勢に基づく地域の生産・流通システムによって異なっている。
- 5 学校給食での地場産農産物の使用においては、子どもたちと生産者との距離を近づけるという観点も大切になる。ところが子どもたちと生産者との交流活動を実施している割合が高い地域においては、規格に関する問題を指摘する割合が高い傾向がみられる。子どもたちと生産者との距離を近づけることと、規格の問題による調理員の負担がないことの二つは概して両立が難しい状況にあるといえる。
- 6 しかし、野菜産出額の少ない地域においても、調理場が子どもたちに生産者情報を提供しつつ、流通コーディネータの機能をもつ産地直売所の活用によって生産者や調理場の負担を軽減している事例がある。また子どもたちと生産者が交流活動を行いつつ、規格とそれを遵守するための仕組みの整備によって規格に関する問題を改善している事例もある。これらの事例では、子どもたちと生産者の距離を近づけることと、取引による調理場の負担軽減とを両立させているといえる。
- 7 子どもたちと生産者との距離の近さと取引による関係者の負担軽減を両立するには、生産・流通システムの構築のための調整役として生産者と調理場の両者との信頼関係があること、流通コーディネータを活用したり、地域の関係者で流通機能を役割分担すること、調理場と生産者の意思疎通に基づく協力が重要となる。

目 次

はじめに

- 1 学校給食における地場産農産物使用の現状と今後の意向
- 2 学校給食での地場産農産物使用の問題点
- 3 野菜調達の生産・流通システムに関する問題の背景と課題
 - (1) 野菜調達の生産・流通システム
 - (2) システム構築のための調整役
 - (3) 流通機能
- 4 規格に関する問題の背景と課題
 - (1) 野菜産出高と「規格が不揃い」の割合

(2) 生産・流通システムと規格の問題

- 5 生産・流通システムの「距離」と「負担」
 - (1) 生産・流通システムと「距離」との関係
 - (2) 生産・流通システムと「負担」との関係
 - (3) 「距離」と「負担」との関係
 - (4) 生産・流通システムと「距離」「負担」の関係
 - 6 事例にみる課題への対応策
 - (1) 群馬県吉井町の事例
 - (2) 富山県砺波市の事例
- おわりに

はじめに

近年の野菜の加工・業務用需要は、食の外部化の進展によって著しく増加しており、家計消費需要を上回るようになった[小林(2003)]。加工・業務用需要への国内産地の対応が不十分であることが、輸入農産物増加の大きな要因であるとされており、産地の対応が急務となっている。

産地が加工・業務用需要に対応するには、卸売市場を介した無条件委託販売とは異なり、産地の実情と実需者の個別のニーズを調整するという相互の連携が不可欠である。この点で地産地消は、生産者と実需者との地理的距離が近く、顔を合わせながら意思疎通を行うことが比較的容易であるため、加工・業務用需要への取組みの第一歩として適しているものと思われる。

加工・業務分野での地産地消の取組みの

うち、本稿では学校給食における野菜の使用を取り上げた。学校給食を取り上げた理由は次の2点である。

第1は、一般的に産地（とくに農協）が加工・業務用の業者と市場外取引を行う場合、代金回収リスクがボトルネックとなることが多い。この点において学校給食は代金回収リスクが極めて低く、比較的取り組みやすいと考えられることである。

第2に、食育推進基本計画の目標達成に向けて農協系統への期待が高まっていることに応えて、第24回JA全国大会議案には、すべての農協において地場産学校給食に取り組むことが明記されているためである[全中(2006)]。

しかし文部科学省(2005)によれば、学校給食で使用する食材に占める地場産の割合は、現状では2割程度にとどまっている。そこで農産物流通の観点から、学校給食における地場産農産物の使用を制約している

問題点を整理し、先進的な事例をもとに対応策のポイントを示すことにしたい。

また、分析対象として野菜に注目した理由は、野菜は学校給食において、他の農産物に比べて地場産が広範に使用されているためである。

本稿の構成は次のとおりである。はじめに学校給食における地場産農産物の使用状況を概観する。次に学校給食において地場産農産物の使用を阻んでいる問題点とその課題を整理する。最後に聞き取り調査を基に課題への対応策のポイントを示す。

なお、聞き取り調査の内容は、主として、当総研が2005年度に独立行政法人農畜産業振興機構から受託して実施した「加工・業務用野菜の地産地消の取組調査」の結果を^(注1)基にしている。学校給食に関しては、7地域の聞き取り調査を実施したが、本稿では2地域の事例を中心に紹介する。

また、市町村産、市町村とその近隣産、および都道府県産を総称して「地場産」としており、その内容は第1表のとおりである。

第1表 本稿で使用する地場産の表記

文中の表記	内容	参考文献	聞き取り調査の事例
市町村産	調理場が所在する市町村と同一市町村産	・中村ほか(2003)	・群馬県吉井町の事例
市町村とその近隣産	調理場が所在する市町村と同一市町村産および隣接する市町村産	・農林水産省(2005a)	・富山県砺波市の事例
都道府県産	調理場が所在する都道府県と同一都道府県産	・(独)農畜産業振興機構(2005) ・文部科学省(2005a)	

資料 筆者作成

(注1) 調査結果の詳細は、(独)農畜産業振興機構(2006)を参照されたい。

1 学校給食における地場産農産物使用の現状と今後の意向

農林水産省(2005a)によると、「単独校方式の小・中学校または共同調理場」(以下「調理場」)のうち、市町村とその近隣産の農産物を「恒常的に使用している」と回答した調理場の割合は76.6%と約4分の3を占めている。

しかし、品目数ベースの調査結果である文部科学省(2005)によると、学校給食で使用した食材に占める都道府県産食材の割合は、04年度で21.2%となっている。食育推進基本計画ではこの割合を10年度までに30%に高めることが目標とされている。

(独)農畜産業振興機構(2005)により、今後の地場産農産物の使用について、栄養職員の意向をみると、現在、都道府県産農産物を使用していない場合にも、「積極的に

に利用したい」「条件が合えば利用したい」との回答が大部分であり、現在、都道府県産を使用している場合は、「地元市町村の地場農産物を積極的に増やしたい」との回答が6割以上となっている。調理場の地場産農産物の使用意向は概して強いといえる。

現状では学校給食で使用する

いる食材に占める地場産の割合はそれほど高いとはいえない。それではどのような問題が地場産農産物の使用を阻んでいるのだろうか。

2 学校給食での地場産農産物使用の問題点

既存のアンケート調査結果、先行研究や聞き取り調査により、学校給食の地場産農産物調達の問題点をみると、おおよそ次の6点に整理できる。

すなわち、地場産農産物調達のための生産・流通システムの構築が難しいこと、

規格に関する問題（規格のばらつき、学校給食の規格外品や腐敗品の混入等）、数量確保が不安定であること、価格の折り合いが難しいこと、地場産農産物の種類が少ないことや、端境期に調達できないこと、である。

地場産農産物調達のための生産・流通システムの構築が難しいことは、「農協の共同販売」（以下「農協共販」）や卸売市場以外からの地場産農産物の調達を本格的に開始する際に問題となる。

また、規格に関する問題、数量確保が不安定であること、価格の折り合いが難しいことは、取引内容に関する問題点である。とくに、は生産者へのアンケート調査結果において、学校給食への農産物供給の難しい点として最も多く指摘されている〔根岸（2004b）〕。

地場産農産物の種類が少ないことや、

端境期に調達できないことは、取引を拡大する際に問題となる。

紙幅の制約により以下では、生産・流通システムの構築が難しいこと、および、規格に関する問題を中心に分析を進める。

3 野菜調達の生産・流通システムに関する問題の背景と課題

本節では、学校給食用の野菜調達の生産・流通システムに注目し、地場産を調達する場合に、その構築を難しくしている背景を考察する。

この背景には、生産・流通システムを構築するため、調理場と生産者の取引条件等の調整を行う調整役が不在であること、および人員不足等により調理場が流通機能を担うことが難しいことがあるといえる。

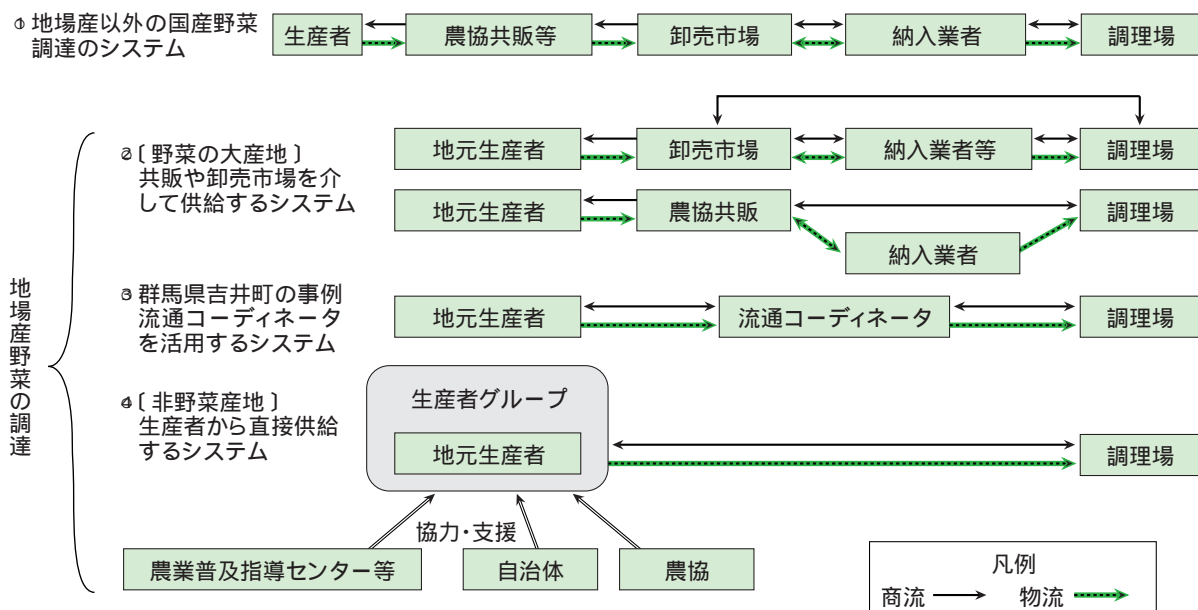
従って、生産・流通システム構築のための調整役を誰が担うのか、および生産者への数量割当、出荷取消時の対応、値決めや代金決済等の流通業務に関する調理場の負担をいかに軽減するかが課題となる。

（1）野菜調達の生産・流通システム

第1図に学校給食で使用する野菜調達の生産・流通システムの概念図を示した。

はじめに、地場産以外の国産野菜についてみると、調理場は、基本的に卸売市場に出荷されたものを納入業者経由で調達している（第1図の）。このなかで給食数が多い地域では学校給食会が窓口となり、一括

第1図 学校給食で使用する野菜調達の生産・流通システムの概念図



資料 聞き取り調査から作成

して発注している場合もある。このシステムの場合、価格の乱高下や地場産に比べると鮮度が低いことはあっても、卸売市場に出荷されたもののうち指定の規格を調達しているため、基本的には規格に関する問題はなく、発注したものが調達できないことはまれであると思われる。

（独）農畜産業振興機構（2005）によると、都道府県産農産物を使用していない栄養職員は、その理由として「連携できる組織がない」を最も多くあげている。これは、回答者である栄養職員が、都道府県産以外の農産物を調達している組織から都道府県産農産物を調達することが難しく、都道府県産農産物を調達するためには、生産者等と連携した新たなシステムを構築することが必要と考えていることを示していると思われる。

地場産農産物の使用を本格的に開始する際に、野菜の大産地の場合には、第1図の示したように農協共販や産地卸売市場を通じて調達することが可能である。しかし野菜の大産地でない場合には、同図のケースのように、調理場のニーズに対応できる生産体制や、モノ・代金・情報に関する流通機能を備えた新たな生産・流通システムを構築することが必要になると考えられる。

（2）システム構築のための調整役

学校給食にかかる食材購入の権限は、地場産か否かにかかわらず、栄養職員が有している場合が多い。根岸（2004b）によると、栄養職員に対するアンケート調査では、食材購入権限について、「主として自分（筆者注：栄養職員）が決定権を持っている」

と回答した割合が59.8%を占めている。これに「学校長などの選定委員会だが、自分もかなりの発言権をもつ」の16.1%を加えると、75.9%になる。

大部分の調理場において、食材購入の権限は栄養職員にあり、栄養職員は前述したように地場産農産物の使用に強い意向を持っている。それが、地場産農産物の使用に結びついていないのはなぜか。学校給食における地場産農産物使用の先進地域として有名な熱塩加納村や南国市では、栄養職員等が地場産農産物を使用するために積極的に活動している。しかし中村ほか（2003）によると、先進地域である「熱塩加納村や南国市での栄養士の動き方は栄養士本来の業務ではない」という。そして「いままでの地元の農産物の掘り起こしや、その流通まで栄養士にまかせていたからこそ、地場産給食は広がることはなかった」と指摘している。

そこで生産・流通システムを新たに構築するために、栄養職員以外に、調理場と生産者との調整を行う調整役が必要となろう。後述する群馬県吉井町の事例では学校給食センターの所長であり、富山県砺波市の事例では農業普及指導センターの指導員など、自治体関係者が調整役となっている。

（3）流通機能

また、地場産農産物使用にかかる「事務的な煩雑さ」も、都道府県産農産物を使用していない栄養職員から指摘されている点

である[(独)農畜産業振興機構(2005)]。

前述したように地場産以外の野菜を卸売市場、納入業者を通じて調達する場合には、業者への発注や代金決済にかかる事務作業は調理場で行われている場合が多い。^(注2)天候変動等による出荷取消はなく、納入業者の数は多くても数者であるためである。

これに対して、地場産野菜を調理場が個々の生産者から直接調達する場合には、流通に関して、発注のために個々の生産者に出荷数量を割り当て、限られた予算のなかで生産者の納得が得られるように値決めを行い、個々の生産者に代金決済を行う等の作業が加わる。出荷する生産者が増えるにつれて、出荷割当や代金決済にかかる作業量は増えることになる。さらに、天候変動等によって地元生産者から出荷取消があった場合、調理場は地場産以外の野菜を調達するために納入業者に発注することになる。

しかし、とくに単独校方式（自校式）の調理場においては相対的に人員が不足しているとみられるため、地場産農産物調達のための生産者への割当や代金決済等の流通機能を調理場内部に備えることが難しい状況にあると思われる。そこでこれらの流通に関して調理場の負担を軽減することが一つの課題となる。

この点について、後述する群馬県吉井町の事例では、流通機能を備えた産地直売所を活用しており、富山県砺波市の事例では生産者グループを含む地域の関係者で流通機能を分担している。

(注2)(独)農畜産業振興機構(2005)によると、食材の購入単位は、単独校方式では「学校ごと」が、給食センター方式では「給食センターごと」がそれぞれ8割前後を占めている。

4 規格に関する問題の背景と課題

本節では、地場産野菜について規格に関する問題が発生する背景について考察する。

この背景には、もともと自家消費用に野菜を栽培しており、生産者の栽培技術水準がそれほど高くないこと、さらに野菜の出荷経験が浅く、学校給食への出荷のための規格・選別基準やそれを遵守する仕組みがないことが考えられる。栽培技術の向上とともに、選別基準を含む規格表の作成とそれを遵守する仕組みの構築が課題となる。

(1) 野菜産出高と「規格が不揃い」の割合
聞き取り調査によると、規格に関する問題として、大きさにばらつきがあることだけでなく、野菜の大きさが調理場で使用する規格基準を外れているものや、腐敗品や病虫害を受けたものの混入も指摘されている。

出荷物の規格のばらつきや学校給食で使用する規格以外のものの混入によって調理員の負担が大きくなるのは、その選別、除去や処理に調理員の手作業が必要となるためである。

調理場では、限られた調理員数で短時間に調理しなければならないため、野菜の下

処理を機械で行っている場合が多い。規格の選別や規格外品の除去、手作業による処理は大きな時間のロスになるのである。それではなぜ規格の問題が発生するのであるうか。

第2表は、03年の野菜産出額の上位3位と下位3位の道県について、調理場による「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」の選択割合を示したものである。これをみると、野菜産出額1位の千葉県で選択割合が15.9%、2位の北海道で27.0%、3位の茨城県で28.1%と、野菜産出額の上位3位で相対的に低く、47位の富山県で42.2%、46位の福井県で53.7%、45位の滋賀県で80.4%と、下位3位で相対的に高い。

農林水産省(2005a)のアンケート調査の対象は農産物全体であり、野菜に限定したものではない。しかし調理場が問題点と

第2表 野菜産出額と地場産農産物を使用している調理場の問題点
(野菜産出額上位3位と下位3位の道県)

		野菜産出額		03年度に市町村とその近隣産農産物を使用した調理場の問題点「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」の選択割合
		都道府県別順位	金額	
全国		-	20 917	37.9
上位3位	千葉	第1位	1 711	15.9
	北海道	2	1 634	27.0
	茨城	3	1 414	28.1
下位3位	滋賀	45	71	80.4
	福井	46	66	53.7
	富山	47	42	42.2
上位3位の単純平均				23.7
下位3位の単純平均				58.8

資料 農林水産省(2005a)、農林水産省(2005b)から作成
(注) 農林水産省(2005a)の調査対象は、畜産物や工芸農産物を含む農産物全体(以下同じ)。

して「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」を選択する際、おおむね野菜が念頭におかれていたものとみてよいように思われる。なぜなら、野菜において地場産を使用したことのある調理場が他の農産物に比べて多く、聞き取り調査によると、学校給食で使用している規格表に示されている品目の大半は野菜であるからである。

（２）生産・流通システムと規格の問題

まず野菜産出額上位３位の道県において、調理場で地場産農産物の規格を問題としている割合が低い理由を考えてみよう。

野菜の大産地、つまり野菜産出額が多い地域では、農協共販ないし、比較的少数の生産者からなる出荷組織等を通じて、複数の生産者が共通の選別基準により卸売市場等に出荷する体制が、確立し定着している。

すなわち、農業普及指導センターや農協による営農指導が行われ、基本的には卸売市場出荷であるため卸売市場向けの細かい規格があり、その規格を遵守するために、出荷する生産者が参加して品目ごとに規格や選別等の出荷基準を合わせる目揃え会が毎年行われている。選果場、ないし生産者が共通の出荷基準に則って選別し、最終的に集出荷場で出荷基準に適合しているかどうかの検査が行われる。

野菜の産出額の上位３位の道県において「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」の選択割合が低いのは、上記のような複数の生産者が共通の出荷基準を厳格に遵守するための栽培技術と出荷体制が

確立されており、学校給食で使用する野菜をそこから調達しているためと考えられる。

実際、聞き取り調査によると、野菜の大産地の調理場では農協共販品や地方卸売市場から野菜を調達しており、規格に関する問題は生じていないとのことである[(独)農畜産業振興機構(2006)]。

反対に、もともと野菜産地でなく、野菜産出額の比較的少ない地域への聞き取り調査では、自家消費栽培、ないしその延長として産地直売所で販売していた生産者が学校給食に野菜の出荷を始め、過去あるいは現在も規格に関する問題が調理員の大きな負担となっている。自家消費栽培から出発した生産者のなかには、学校給食の規格に揃えることは技術的に容易でなく、その技術水準に達するまでにある程度の時間が必要となることもあろう。減農薬栽培や有機栽培を行っていればなおさらである。また、規格表や目揃え会などの共同販売のための仕組みがない場合もある。

野菜産出額の少ない地域において、「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」との選択割合が高い一因として、栽培技術の問題に加えて、規格やそれを遵守するための仕組みが存在しないか定着していないことがあると考えられる。学校給食の規格に関する問題を改善するには、この点を改善する必要がある。

後述する富山県砺波市の事例では、米作地帯であり、野菜生産は自家消費栽培から出発した。学校給食に出荷を開始した当

初は、大きさのばらつきや、腐敗や病虫害といった規格が問題となっていた。しかし、技術指導を行い、規格を定め、調理場と生産者が協力してそれを遵守する仕組みを構築し実行したことにより、現在では規格に関する問題はほぼ解消されている。

このように規格に関する問題が発生しているか否かは、どのような生産・流通システムによって出荷するかによって異なり、そのシステムは多かれ少なかれ地域の農業情勢を反映したものになっていると考えられる。

5 生産・流通システムの「距離」と「負担」

学校給食での地場産農産物の使用においては、取組みの効果として「子どもたちと生産者との距離」（以下「距離」）を近づけることと共に、「取引にかかる関係者の負担」（以下「負担」）を軽減することも重要である。しかし概して、「距離」を近づけることと、「負担」を軽減することとの二つは両立が難しい状況にある。

（１）生産・流通システムと「距離」との関係

第３表に、子どもたちと生産者との距離を示すものとして、「児童・生徒と生産者との交流活動、体験活動等の実施（以下「交流活動の実施」）」の選択割合を、野菜産出額の上位３位と下位３位の道県について示した。これをみると、「交流活動の実施」の選択割合は、野菜産出額１位の千葉県で

第３表 野菜産出額と地場産農産物を使用している調理場の取組内容
（野菜産出額上位３位と下位３位の道県）

（単位 億円，％）

	野菜産出額		03年度に市町村とその近隣産農産物を使用した調理場の取組内容「児童・生徒と生産者との交流活動、体験活動等の実施」の選択割合
	都道府県別順位	金額	
全国	-	20 917	16.1
上位 3位	千葉	第1位 1 711	9.3
	北海道	2 1 634	7.1
	茨城	3 1 414	14.6
下位 3位	滋賀	45 71	13.2
	福井	46 66	29.3
	富山	47 42	19.9
上位3位の単純平均			10.3
下位3位の単純平均			20.8

資料 第2表に同じ

選択割合が9.3％，２位の北海道で7.1％，３位の茨城県で14.6％と、野菜産出額の上位３位で相対的に低く、47位の富山県で19.9％，46位の福井県で29.3％，45位の滋賀県で13.2％と、下位３位で相対的に高い。

前述したように、野菜産出額が多い地域では、農協共販や卸売市場の仕組みを利用して地場産野菜を調達している場合が多いと考えられる。この場合、調理場は、農協や市場関係者とは交渉しても、学校給食に出荷する生産者と直接の接点はない。これにより、調理場が、学校給食での地場産農産物の使用を子どもたちと生産者との交流活動に結びつけることが難しくなっているものと思われる。

（２）生産・流通システムと「負担」との関係

一方、規格に関する問題といった取引の負担の大きさは、前述したように、生産・

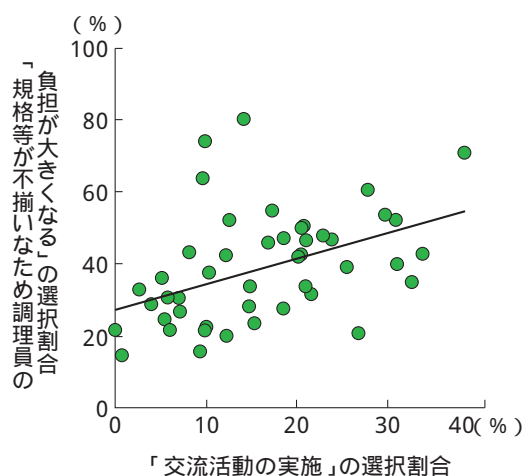
流通システムと密接に関係していると考えられる。聞き取り調査によると、農協共販や卸売市場から調達している場合には規格の問題による負担は小さい。

他方、自家消費用栽培ないしその延長としての産地直売所で販売していた生産者が学校給食に出荷を始めたようなケースでは規格に関する問題は大きく、調理場の負担となっている。

(3) 「距離」と「負担」との関係

第2図は、03年度に市町村とその近隣産農産物を使用した調理場において、取組内容として「交流活動の実施」の選択割合と、問題点として「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」の選択割合との関係を、都道府県別にみたものである。これをみると、「交流活動の実施」の選択割合が高いほど、「規格等が不揃いなため調理員の負担が大きくなる」の選択割合が高い

第2図 都道府県別にみた規格の問題と交流活動実施との関係



資料 農林水産省(2005a)
(注) 図中の線は近似線である。

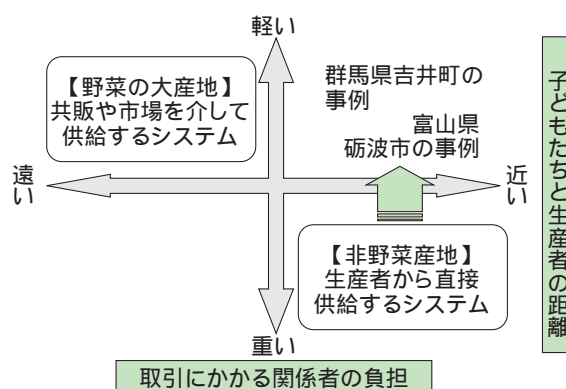
という傾向がみられる。

(4) 生産・流通システムと「距離」「負担」の関係

これまでみてきたように、学校給食での地場産野菜使用にかかる「距離」の遠近と「負担」の軽重は、地域の農業情勢に基づく生産・流通システムと密接な関係がある。このような地域の農業情勢、生産・流通システム、および地場産野菜使用にかかる「距離」「負担」との関係を、相対化し、抽象化して示したものが第3図である。

すなわち、大産地における農協共販や卸売市場を介した生産・流通システムの場合は、規格に関する問題が少なく、個々の生産者への代金決済等も市場出荷のシステムを利用するため調理場の負担は軽減されている。しかし生産者は特定されず、さらに調理場は、農協ないし卸売市場とは交渉するが、生産者と直接話し合うことはない。このため、交流活動に結びつかず、子どもたちと生産者の距離は相対的に遠いもの

第3図 「距離」と「負担」による位置づけ (イメージ図)



資料 筆者作成

になってしまう（第3図第2象限）。

反対に野菜生産が少ない地域における生産者が直接供給するシステムの場合には、調理場と生産者とは意思疎通の機会があり、また、子どもたちと生産者との交流活動によって、その距離は近くなっている。しかし規格に関する問題や、生産者への出荷数量の割当や代金決済等の面で調理場の負担が大きくなりがちである（第3図第4象限）。

しかし次節で示すように、流通コーディネータを活用したり、規格表とそれを遵守する仕組みを整備することによって、子どもたちと生産者との距離の近さと取引にかかる関係者の負担軽減を両立させることはある程度可能であると考えられる。

6 事例にみる課題への対応策

（1）群馬県吉井町の事例

群馬県吉井町の事例における学校給食への地場産野菜供給のための生産・流通システムの特徴は、流通コーディネータを活用していることであり、また、このシステムを構築する過程においては農政課経験のある学校給食センター所長が調理場と生産者との調整役となったことも注目すべき点である。

a 地域の概況

本事例の調査対象地域は、群馬県多野郡吉井町である。吉井町の03年の農業産出額は22億円であり、このうち野菜は8億円で

35.6%を占めている〔農林水産省（2005b）〕。総農家数に占める自給農家と第2種兼業農家の合計の割合は77.2%と、8割近い〔農林水産省（2002）〕。

b 学校給食の野菜調達の概要

吉井町立学校給食センターは、吉井町内の幼稚園と小・中学校に計2,870食の給食を提供している（05年度）。使用する野菜の調達先は、町内産は、「吉井物産センターふれあいの里」という産地直売所や肥料業者を経由するほかに、菌茸類は生産者から直接調達している。町内産以外については、長野県の実産者から直接調達したり、卸売市場経由のものを青果小売店やAコープから調達している。学校給食で使用している野菜に占める町内産の割合は、04年度の金額ベースで41%である。

以下では、地場産野菜の過半を供給している吉井物産センターふれあいの里を介した取引を取り上げる。

c 学校給食における地場産野菜使用に関する取組内容

群馬県吉井町の事例における生産・流通システムの特徴は、流通機能を備えた産地直売所をコーディネータとして活用していることである。

学校給食に出荷している生産者の主な販路は、「吉井物産センターふれあいの里」（以下「物産センター」）という産地直売所である。もともとは養蚕地帯であったが、生糸価格の低迷と減反により野菜栽培に転

換した生産者が多い。物産センターが開業した96年以降，そこでの販売を通じて品質向上を図ってきた。

物産センターの04年度の売上高は7億3千万円であり，うち野菜は5億8千万円である。全中（2004）によると，農協の直売所の年間売上高の全国平均は，1億円弱であるので，この産地直売所はかなり規模が大きいといえる。出荷品の品質と品揃えのよさに加えて，高崎市と吉井町を結ぶ県道71号線沿いにあり，立地条件がよいことも売上が多い一因であろう。物産センターの専従職員は4人であり，うち2人が事務担当職員である（このほか，レジ担当としてパート職員を雇用している）。

学校給食への地場産野菜供給において，物産センターが担っている機能は，生産者への出荷数量の割当，値決め，代金決済，配送である。生産者への割当においては，物産センター職員が，産地直売所への出荷実績や学校給食センターからのフィードバックを参考にしながら，高品質のものを出荷している生産者に発注している。いわば目利きの役割を果たしているといえる。

値決めは，物産センターの生産者協議会が行い，代金決済は産地直売所の決済システムを利用して行っている。

配送については，生産者は前日夕方までに物産センターに出荷し，それを物産センターの職員が翌朝指定の時間に学校給食センターに納入している。これにより，生産者の負担が軽減されている。

このように産地直売所の機能を利用する

ことにより，学校給食センターでの事務負担が軽減されており，生産者にとっても納入時間の制約を受けないというメリットがある。

また，物産センターからの地場産農産物の調達開始と同時に，学校給食センターが子どもたちに生産者情報の提供を始めた。学校給食センター所長が学校給食に出荷している生産者取材し，まとめたものを各クラスに配付している。

d 生産・流通システム構築のための調整役

このような産地直売所を介した生産・流通システムの構築に大きく貢献したのが，農政経験のある学校給食センター所長である。

学校給食で可能な限り地場産農産物を使用するという町としての方針が明確にされたことを受け，所長が物産センターの生産者協議会に学校給食への出荷を打診して，物産センターを通じた地場産野菜の供給が実現した。

当事例において流通機能を果たしている物産センターの設立を，所長が農政課配属時に支援したこともあり，所長と出荷している生産者との間に信頼関係が築かれていた。調整役を果たした所長が，調理場の事情だけでなく生産者の実情も十分理解していること，生産者との間にも信頼関係があったことが実現に大きく寄与したといえる。

（2）富山県砺波市の事例

富山県砺波市の事例における学校給食へ

の地場産野菜供給のための生産・流通システムの特徴は、地場産野菜を供給するための出荷割当、値決めや代金決済等を、生産者グループを含めた地域の関係者で分担するというものである。また自家消費用栽培から出発したものの、規格表作成とそれを遵守する仕組みを構築し実行したことにより、規格に関する問題を改善したことも特筆すべき点である。

a 地域の概況

本事例の調査対象地域は、砺波市学校給食センターの管轄地域である合併前の旧砺波市である。旧砺波市の03年の農業産出額65億円のうち約8割の51億円を米が占めていることにみられるように米作地帯であり、野菜産出額は2億円で3.2%にすぎない〔農林水産省（2005b）〕

砺波地域は、大規模農業生産法人への委託等により、農地の流動化が進んでいる。また総農家数に占める自給農家と第2種兼業農家の割合が91.3%と、全国平均の75.1%に比べて高い〔農林水産省（2002）〕

このような農業情勢を反映して、本事例における学校給食へのお荷者は兼業農家の比較的高齢な女性が中心となっており、農業生産法人等も冬場に育苗施設を利用して栽培した野菜をお荷している。

b 学校給食の野菜調達の概要（05年度）

砺波市学校給食センターは、旧砺波市管内の幼稚園と小・中学校に計4,387食を提供している。使用する野菜の調達先は、地

場産（合併後の砺波市と南砺市産）は「となみの農産物生産グループ協議会」（以下「生産グループ協議会」）であり、地場産以外は納入業者が卸売市場から仕入れたものを調達している。

ここでは、生産グループ協議会からの地場産野菜調達について取り上げる。なお生産グループ協議会の構成員は、農村女性グループ、農業生産法人、営農組合、中核農家で、計18団体・個人である。

c 学校給食における地場産野菜使用に関する取組内容

ここでの生産・流通システムの特徴は、出荷割当、値決め、代金決済を地域の関係者で分担していることである。

流通機能に関しては、個々の生産者へのお荷数量の割当は生産者グループ協議会の連絡係が行っており、配送は個々の生産者ないしグループごとに学校給食センターに直接納入している。平均卸売価格の算出による値決めと代金決済は農協が行っている。

富山県砺波農業普及指導センターの役割が大きく、生産者への栽培技術指導のほか、生産者グループ協議会の運営支援も行っている。

出荷者と学校給食センターの相互の要望のすり合わせを行うために、学校給食センターの栄養職員、各農村女性グループのリーダー、個々の生産者、砺波農業普及指導センター、となみ野農協といった地域の関係者が参加して、年に3回定期的に検討会

を開催している。

さらに小学校児童による生産者のビデオ取材や、児童と生産者との交流活動が行われている。子どもたちの野菜への関心を高めるとともに、生産者の励みとなっている。

d 規格に関する問題の改善策

生産グループ協議会の中心メンバーである農村女性グループでは、農地の委託や集落営農によって余剰化した農家女性の労力活用を目的に、80年代後半から野菜栽培を始めた。91年に学校給食センターに出荷を始めた当初は、収穫したものを持っていけば使ってもらえるという意識の生産者もいたため、大きさの不揃いや腐敗品の混入など規格に関する問題が目立ち、調理員が調理する上で大きな負担になっていた。

そこで、01年に学校給食センターが、農協の卸売市場出荷規格を基本に生産者の意見も取り入れ、大きさや重量の許容範囲を広げて「農産物の規格表」を作成した。同時に「地域野菜等級基準表」(第4表)による等級づけを開始した。

「農産物の規格表」には、主に使用する野菜22品目について、規格(大きさ、重量)、留意事項(虫穴、枯葉やス入りへの注意、品種の指定など)、納入時期(学校給食で使用する期間)、学校給食センターでの年間使用予定量、が記載されている。規格表は、規格の目安となるとともに、年間使用量を示すことにより生産を誘導するように配慮されている。

また「地域野菜等級基準表」による等級付けは、出荷された野菜を規格表に照らして、栄養職員が生産者(ないしグループ)

ごとに1～4の等級をつけるというものである。卸売価格を基準として、等級ごとに掛け目が異なり、1等級(A品)を市場価格の100%として、2等級の場合は90%、3等級の場合は70%、4等級の場合は50%、というように価格に差がつく。出荷品の検収時にその場で、栄養職員が他の生産者と比較しつつ、直接理由を説明しながら等級づけを行うため、生産者からの不平はないとのことである。むしろ、生産者にとってはいいものを

第4表 富山県砺波市の事例で使用している地域農産物の等級基準表

等級	価格の基準	農産物の状況
1	市場価格 (A)	生産者が現在市場に出荷している野菜である。または、同等品であると認められた野菜である。
2	10%引き (A)×0.9	生産者が市場に出荷していないが、農産物の規格に準じており、給食向けの野菜として特に調理に支障がないと判断される野菜である。
3	30%引き (A)×0.7	農産物の規格から外れ、明らかに洗浄やカットに負担がかかると判断される野菜である。 *ス入りや芯腐れが見られる大根・かぶ・にんじん等 *葉に虫穴・枯葉・斑点が見られる白菜・キャベツ等 *葉先が切り取られているねぎ・大根菜等 *曲がりや極端なきゅうり・大根・さつま芋・にんじん等 *芽が出ていて、乾燥し過ぎたじゃが芋等
4	50%引き (A)×0.5	本来返品の対象であるが、代替給食材料の準備ができないうため、やむなく使用する野菜である。 *枯葉を何枚もむいて青菜がほとんどなくなっている白菜やキャベツ等 *腐っている部分をカットしてあり、明らかに洗浄やカットに負担がかかり過ぎると判断される野菜 *農産物の規格外であり、明らかに洗浄やカットに負担が極端にかかり過ぎると判断される野菜

資料 砺波市学校給食センター「学校給食センター紹介」

作ろうというインセンティブになっている。

当初は2等級や3等級が多かったものの、この仕組みの導入と富山県砺波農業普及指導センターによる指導があいまって、栽培技術が向上し、最近では出荷品の大部分が1等級になってきたとのことである。

おわりに

本稿では、学校給食における地場産農産物の使用状況を概観し、野菜に注目して問題点とその課題を整理し、聞き取り調査により対応策を考察した。生産・流通システムの構築と規格の問題について、課題とその対応策のポイントをまとめると次のようになる。

野菜産地でなく、地場産野菜を地元の農協共販や卸売市場から調達することができない場合には、新たに生産・流通システムを構築することが必要となる。

第1に、生産・流通システムを構築するために、調理場と生産者との調整役を誰が担うのが課題になる。

また、自家消費用栽培やその延長として産地直売所で販売していた生産者から野菜を直接調達するシステムの場合、調理場や子どもたちと生産者との距離は近い。しかし、第2に地場産野菜調達にかかる流通面での調理場の負担を軽減することが課題となり、また、第3に調理場の負担となる規格に関する問題をいかに改善するかが課題となる。

第1の課題については、生産・流通シス

テムを構築するための調整役の条件として、生産者と調理場の両方との信頼関係が重要となる。

中村ほか(2003)では「地場生産者の掘り起こしと流通の確立は農政の仕事」と指摘している。また、本稿で紹介した事例において農政課経験のある学校給食センター所長が調整役となっていたり、農業普及指導センターの支援があったように、農政を含めた自治体の役割が重要となろう。

また、生産者からの信頼があるという意味では、農協が貢献できる可能性は小さくないと考えられる。ただしその前提として、自治体として地場産農産物使用の方針を明確にする必要がある。

第2の課題については、出荷数量の割当、値決めや代金決済等について、産地直売所等の流通コーディネータを活用したり、地域の関係者で役割分担することによって、調理場の負担を軽減することが可能であると考えられる。

農協についてみれば、04事業年度末の時点で直売所を所有する組合の割合は4割を超えている。農協が学校給食に地場産農産物を出荷するには、農協共販からの出荷に加えて、産地直売所の機能を生かした取り組みも有効であろう。

第3の課題については、規格に関する問題に対して、栄養職員が出荷品の等級づけを行い、それを生産者にフィードバックすることが有効であったように、問題点の解決においては、調理場と生産者の円滑な意思疎通に基づく協力が重要となろう。

<参考文献>

- ・片岡美喜（2005）「地場農産物を使用した学校給食の取組と効果に関する一考察—高知県南国市を事例として—」『農林業問題研究』第159号第41巻第2号，1～13頁
- ・小林茂典（2003）「野菜の用途別需要分析等」農林水産省生産局野菜課『VEGETABLE REPORT』7月号，11～15頁
- ・榊田みどり（2003）「学校給食物資の流通システムはどう変わったか」『月刊JA』4月号，42～44頁
- ・全中（2004）「農産物直売所（ファーマーズ・マーケット）実態調査結果（概要）」
- ・全中（2006）「第24回JA全国大会組織協議案 食と農を結ぶ活力あるJAづくり - 「農」と「共生」の世紀を実現するために - 」
- ・（独）農畜産業振興機構（2005）「学校給食における地産地消に関するアンケート調査結果」（<http://alic.lin.go.jp/topics/051129.pdf>）
- ・（独）農畜産業振興機構（2006）「地場の食品産業と連携した取組事例について」（http://alic.genet.jp/heikin/enkatsuka/ziba_index.htm）
- ・砺波市学校給食センター「学校給食センターの紹介」
- ・富山県砺波農業普及指導センター「女性パワーを核とした“砺波型”地産地消の推進」
- ・中村修・秋永優子（2001）「学校給食の地場産自給率に関する調査 - 長崎県における調査から - 」『長

崎大学総合環境研究』第3巻，19～31頁

- ・中村修・秋永優子・田中理恵・辻林英高・川口進（2003）「学校給食の地場産自給率に関する研究」『長崎大学総合環境研究』第6巻第1号，89～112頁
- ・根岸久子（2004a）「食教育と地産地消型給食の意義と課題」『農林金融』3月号，14～29頁
- ・根岸久子（2004b）「学校給食50年 - 強まる食と農の結節点としての役割，そして課題」『総研レポート16基礎研No.2』
- ・農林水産省（2002）「2000年農林業センサス」
- ・農林水産省（2005a）「平成16年度 農産物地産地消等実態調査結果の概要」（東北農政局，関東農政局，北陸農政局，東海農政局，近畿農政局，中国四国農政局，九州農政局での同調査を含む）
- ・農林水産省（2005b）『平成15年 生産農業所得統計』
- ・荷見武敬・根岸久子（1993）『学校給食を考える』日本経済評論社
- ・藤島廣二・山本勝成編（1992）『小規模野菜産地のための地域流通システム』農林水産省中国農業試験場
- ・文部科学省（2004）「平成15年度 学校給食における地場産物の活用状況調査の結果」
- ・文部科学省（2005）「平成16年度 学校給食における地場産物の活用状況調査結果の概要」

（主事研究員 尾高恵美・おだかめぐみ）



グローバルとローカル

系統信用事業の人材育成機関として設立された(株)協同セミナーは、お陰様で本年創立25周年、機関誌も9月号で第300号を迎えることができた。

機関誌「協同セミナー」の題字は元最高裁判所長官の藤林先生に揮毫いただいたが『藤林益三著作集』(全8巻)に長官を辞す際の一文がある。

「幼児期父を失って母と共に人にいえない悲しいめにあったせいであろうか、ヒルティの『不幸は幸福のために必要である』ということばや詩篇126編(旧約聖書)の『涙とともに播くものは喜びとともに刈り取らん』という句が好きである…今はその刈り入れ時のような気がするが、定年を迎えて人生はますます明るくなって来た。」

先生は本年数えて100歳、身体に加齢化は止むを得ない現象だが、気力は旺盛。背筋をきちんと立てた堂々たる人生を歩み、お人柄、信念と勇気、それに心意気等大いに見習いたいところ。

先生が、住専問題の最中の平成7年9月に朝日新聞「論壇」に「信頼感の喪失は金融界全体の危機」と題し論陣を張った。

「子会社が立ち行かなくなった際の銀行の対応の仕方は…都合の良い時だけ子会社を利用し、子会社が立ち行かなくなると子会社から手を引くという行動をもし採るとすれば、会社制度悪用のそしりを受けかねず、ひいては銀行に対する信頼を損なう一因ともなろう。」

それから10年余、金融界も日本経済も激震の時代を経てようやくにして復活しつつある。しかし、親が子を、子が親を安易に殺すような出来事が日常化するなど、物質的な豊かさの反面の社会状況に戦慄し、悔悟の念を抱く人間も少なくない。家庭や地域(ローカル)のレベルからのわが国社会の再構築が急がれる。

ところで、藤林先生に試験委員長をお願いしている「信用事業業務検定試験」は今年で19年目。年2回実施制の下、10月が初回試験となる。これまで農漁協系統職員多数の受験をいただき、全国トップの成績優秀者に対し例年東京表彰を行っているが、昨年度は全8種目中全国トップが3種目・三度目という初の

快挙が実現した。JA岸和田市の総合企画課長を務める赤坂浩司さんがその人で「生涯学習」と題し一文をご寄稿いただいた。

「だんじり祭」に参加する2日間を除き「毎日どんなに忙しい日でも、たとえ10頁でも30分でも（勉強を）続けています」「勉強することでももの見方や考え方の幅が広がり、考えたり行動したりする際の『基本』が見えてくるような気がすることです。」同時に「私生活での地域子供会や祭礼団体の役員、町内会事務局や少年サッカーの指導など地域ボランティア活動に参加する」「活動を通じて多くの人と知り合うことができますし、地域のこともよくわかってきます。特に、JAで働く私たちにとって地域活動は大切です」とし、「これからも勉強することで知識や見識を深め、組合員や地域社会、そしてJAのために役立てるよう努力して参りたいと思います」と結ぶ。

こうした高い見識を持った有為の人材が、地域・ローカルの中にしっかりと根を張り、わが協同組織陣営内の若きリーダーとして活躍していることに大いに意を強くしている。

信連職員中心に構成する「北米金融市場・協同組合関係視察研修会」を毎年実施しているが、今年は米国の協同組織金融機関である「クレジット・ユニオン（信用組合）」のひとつを訪問先とした。組合数は日本とは桁違いの9千余、全米人口の3割に相当する8,700万人強の組合員と7千億ドル余（約81兆円）の総資産規模を有する有力な金融組織である。1組合規模は零細だが、組合員との人的なつながりを重視した稠密な対面活動等を展開する一方で、後方事務や職員研修等共同化が可能な業務は、連合会や機能別組織に極力集約化等して積極的に効率化・機能強化し、その結果、近年利用者の支持を得て着実にシェアを高めている。

マネーセンターバンクへの集約化や証券・保険等他業界との再編成が喧伝されるグローバルスタンダードの元祖米国にあって、その一方でしっかりとした草の根・ローカルな金融機関が存在し、米国社会の強み・健全性を確保する上で重要な役割を果たしていると思え、わが国における協同組織の活動に確信を深めた研修団員も多かったと聞く。グローバリズムについての偏狭、一面的な理解ではなく、彼我の実態・実相をよく弁えることが重要である。

（（株）協同セミナー代表取締役理事長 篠塚勝夫・しのつかかつお）

郵政民営化の進捗

〔要 旨〕

- 1 郵政民営化まであと1年となった。日本郵政公社は2007年10月から、日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の6つに分かれることになる。現在は、郵政民営化に向けた準備が着々と進められている。
- 2 日本郵政公社は06年5月24日に05年度決算を公表した。1.9兆円の当期純利益を計上し、前年度比56.2%の増加であった。これは、ほぼ郵便貯金業務によるものである。郵便貯金業務の好決算の要因は、株価上昇をうけて「金銭の信託運用益」が増加したためであったが、他方で、郵便貯金残高は近年急激に減少している。この受け皿の一つとして投信販売が積極的に進められている。
- 3 7月末に日本郵政株式会社の西川社長から総務大臣に「実施計画」の骨格が提出された。この骨格とは、実施計画の作成にあたり、承継会社等の概要やその他実施計画の作成の考え方を示すものである。
- 4 骨格によると、株式会社ゆうちょ銀行は、職員1万1,400人で、直営店を233箇所もち、郵便局株式会社を代理店として2万4,000の拠点をもつ金融機関となる。民営化時点では、現在の郵政公社と業務内容は変わらない。預入限度額も1,000万円のままであり、貸出業務等も認められていない。将来的には様々な分野、特に利便性を生かした個人向けビジネスに注力していくと考えられるが、その前提条件として、「官から民へ」の改革の理念のもと民業圧迫とならないように措置を講じ、民間企業との競争条件を同一にすることが必要である。今後の民営化委員会の議論等を注視していきたい。

目 次

はじめに

1 05年秋以降の動向

- (1) 日本郵政の設立
- (2) 郵政民営化委員会の議論の動向
- (3) 郵政公社の決算
- (4) 投信販売の動向

2 「実施計画」の骨格

- (1) 日本郵政

- (2) 郵便局会社

- (3) 郵便会社

- (4) ゆうちょ銀行

- (5) かんぽ

- (6) 管理機構

- (7) 民営化委員会による骨格への所見

おわりに

——ゆうちょ銀行の今後の課題——

はじめに

郵政民営化まで、あと1年となった。2006年4月に設置された郵政民営化委員会では、さまざまな議題（郵便局設置基準など）が検討されている。そして、7月末には、「実施計画」の骨格が総務大臣に提出された。今後、07年の4月30日までに詳細な「実施計画」が策定される予定になっている。この「実施計画」は、大臣に認可されると、正式に「承継計画」となり、07年10月1日から実際にスタートする各事業会社の姿を示すものとなる。

本稿では、郵政民営化関連法が成立した05年秋以降の郵政民営化に向けた準備の動向を概観しながら、後半で「実施計画」の骨格について紹介する。

1 05年秋以降の動向

05年秋（10月14日）に郵政民営化関連法が成立し、現在は07年10月の郵政民営化に

向けた準備が進められている。組織的に、日本郵政公社は日本郵政株式会社（以下「日本郵政」）、郵便局株式会社（以下「郵便局会社」）、郵便事業株式会社（以下「郵便会社」）、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ」）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」）の6つに分かれることになる。

郵政民営化は、3つの期間に分けることができ、07年9月30日までの準備期間、07年10月1日から17年9月30日までの移行期間、17年10月以降の完全民営化である。現在は準備期間にあたる。

(1) 日本郵政の設立

日本郵政は06年1月23日に設立された。同社は郵政民営化の準備企画会社としての役割を持ち、今後出来る郵便局会社、郵便会社、ゆうちょ銀行、かんぽの持株会社となる。また、07年10月からの10年間の移行期間中に、ゆうちょ銀行とかんぽの全株式を処分する義務を負っている。三井住友銀

行の西川元社長が社長に就任している。

日本郵政には経営委員会が設置され、ここでは、07年10月1日から日本郵政公社の業務がどのように各会社に承継されるのかを具体化する「実施計画」を策定することになる（民営化法第163条第3項）。「実施計画」については、その骨格を06年7月末までに提出しなければならない、骨格とは実施計画の作成に当たり、承継会社等の概要その他実施計画の作成の考え方を示すものである。

第1表 郵政民営化委員会の議題

	日時	主な議題
第1回	06年4月3日	・委員長等の選出 ・郵政民営化委員会関係法令について ・準備期間中の日本郵政公社の業務の特例について等
第2回	06年4月7日	・日本郵政公社からのヒアリング(生田日本郵政公社総裁) ・日本郵政株式会社からのヒアリング(高木日本郵政株式会社経営委員会委員) ・許可申請についての審議(日本郵政公社による出資について)
第3回	06年4月12日	・認可申請についての審議
第4回	06年5月17日	・郵政事業の現状について ・郵便局の設置基準に関する省令について ・郵便貯金銀行に係る政省令について ・郵便保険会社に係る政省令について
第5回	06年7月5日	・郵便局の設置基準に関する省令について ・郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政省令について ・平成17年度日本郵政公社決算の報告
第6回	06年8月4日	・日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格について
第7回	06年8月23日	・日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格について
	06年8月31日	・実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見の提出・公表
第8回	06年9月11日(予定)	・郵政民営化推進本部(第3回)報告 ・ヒアリング(慶應義塾大学深尾教授、金融庁佐藤監督局長)

資料 郵政民営化委員会ホームページから作成
<http://www.yuseimineika.go.jp/iinkai/kaisai.html> (アクセス日06年9月5日)

(2) 郵政民営化委員会の

議論の動向

05年11月10日に内閣の下に郵政民営化推進本部が設立された。同本部は、民営化の総合調整を行い、本部長は総理大臣、副本部長に内閣官房長官、総務大臣、財務大臣等が就任した。さらに、06年4月1日に、推進本部の下に「郵政民営化委員会」が設置された。

この民営化委員会は、有識者5名からなり、21世紀政策研究所理事長の田中直毅氏、岩手県知事の増田寛也氏などが就任している。任期は3年で、民営化の進捗状況に関する見直しなどについて、主務大臣に意見を述べる役割をもつ。見直しとは、05年6月の衆議院において修正が行われた点の一

つで、検証から見直しという表現になり、検証した上に、何らかの改善策、修正をするという意味が加わったと説明されている。また、同委員会は、移行期間中の各会社の業務拡大を判断する役割ももち、郵政民営化の進捗を見る上で重要な組織である。議事録などは、その透明性を確保するために、ホームページに掲載されている（第1表）。

(3) 郵政公社の決算

郵政民営化の準備が進んでいるなかで、日本郵政公社は06年5月24日に05年度決算を公表した。1.9兆円の当期純利益を計上

し、前年度比56.2%の増加であった。これは、ほぼ郵便貯金業務によるものであり（第2表）、郵便貯金業務の好決算の要因は、株価上昇をうけて「金銭の信託運用益」が増加したためである。ほかに資金運用収益をみると、預託金からの利息の減少により、前年度比6,900億円程度減少している。役務取引等収益は、ATM手数料や国債販売による手数料収入の増加で、前年度946億円から81億円増の1,028億円となったと説明されている。経常費用については、前年度比6,756億円減少した。これは、資金調達費用において、高金利時代の定額貯金が満期を迎える等で貯金残高が縮小し、支払利息が減少したことによる。

他方で、郵便業務は、当期純利益で大幅な減少になっている。総引受郵便物数が前年度比マイナス0.7%、内国郵便物の92%を占めている通常郵便物は、前年度比マイナス3.5%となるなど、郵便物の引受数が減少しており、厳しい経営環境が続いている。06年度は、集配拠点の再編など、抜本

的なオペレーション基盤の改革を行うなど、300億円の利益の確保を目指すとしている。

簡保業務は、経常利益で、危険準備金の繰入額が8,800億円と前年度304億円から増加しているため、前年度比3,132億円減少の3,200億円となった。契約数についてみると、05年度は、新契約保険件数が前年度から50万件減って300万件となり、保有契約保険件数では、442万件減って、6,098万件となった。三利源は、死差益約7,800億円、費差益が約7,300億円、利差損が約1兆5,800億円で、合計はマイナスであるが、マイナス幅は前年度より改善している。

（4）投信販売の動向

郵便貯金の残高は05年度末で約200兆円となっており99年度末の約260兆円から2割以上減少した。前述の決算にも残高減少の影響は顕著に現れていた。主力商品である定額貯金が99年度末213兆円から05年度末までに135兆円と大きく減少していることによる。これは高金利時代に預けられた定額貯金の満期が到来し、近年の低金利や預入限度額の徹底などにより流出していると推察される。06年度末には、郵便貯金残高は192兆円に減少することが見込まれている（第1図）。

このような貯金の流出に対して、受け皿の一つとして期待されているのが、国債や投信であろう。06年6月末時点で、累計投資信託取扱状況をみると、販売金

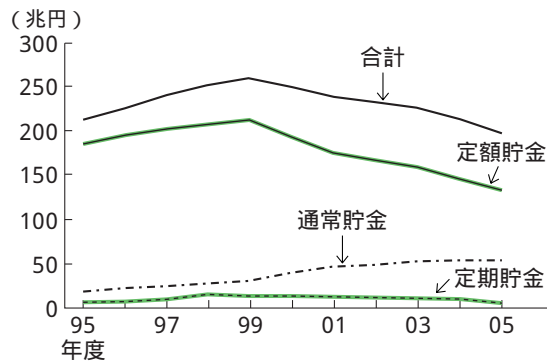
第2表 日本郵政公社の決算

（単位 億円）

		公社全体	郵便業務	郵便貯金業務	簡保業務
経常収益	05年度	230 612	19 183	45 315	166 721
	04	206 333	19 329	40 989	146 650
経常費用	05	203 943	19 031	21 997	163 521
	04	187 502	19 067	28 754	140 317
経常利益	05	26 699	151	23 317	3 200
	04	18 830	262	12 235	6 333
当期純利益	05	19 331	26	19 304	-
	04	12 378	283	12 095	-

資料 日本郵政公社ホームページから作成
http://www.japanpost.jp/（アクセス日06年9月5日）

第1図 郵便貯金残高の推移



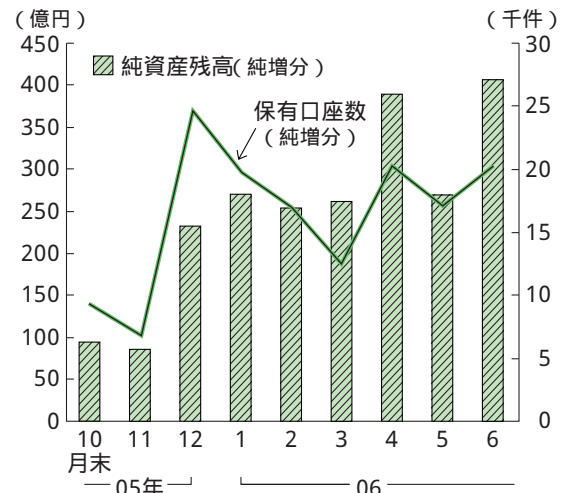
資料 第2表に同じ

額は、2,334億円、保有口座数は約14.8万口座、純資産残高は2,259億円となっている。

投信は、05年10月から販売が開始されており、当初の取扱商品は野村世界6資産分散投信（安定、分配、成長コース）、大和ストックインデックス225ファンド、GS日本株式インデックス・プラスであった。今年6月に新たに4つの商品（住信日本株式SRIファンド、日興五大株債券ファンド、日興五大株株式ファンド、DIAM世界リートインデックスファンド）が導入されたが、販売開始1週間の新商品購入者アンケートによると、約3割が郵便局での初めての投信の購入者で、残りはリピーターということであった。販売場所をみると、05年度は575局で取り扱われていたが、06年度は1,153局、07年度には1,550局に拡大する予定となっている。

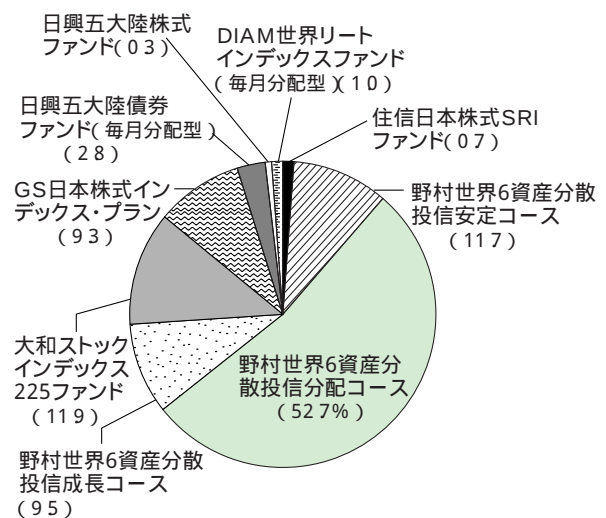
06年度の投信販売額の見通しは5,409億円、個人向け国債販売予定額は0.9兆円で、今年度減少するとされる貯金残高8兆円の受け皿としては、不十分ながら、商品の特性の違いを考えれば、着実に拡大していると言える（第2、3図）。

第2図 投信の状況



資料 第2表に同じ

第3図 純資産残高



資料 第2表に同じ
(注) 06年6月30日時点。

2 「実施計画」の骨格

7月末に日本郵政の西川社長から総務大臣に「実施計画」の骨格（正式名「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」）が提出された。この骨格は、総論、実施計画の作成の考え方、承継会社等

の概要および別紙からなる。別紙では、1. 職員の帰属、2. 組織、3. 民営化時の財務状況、4. 経営見通しから成っている(第3表)。

以下では、骨格に記された6機関の概要を紹介する。

(1) 日本郵政

日本郵政株式会社法の規定により名称は「日本郵政株式会社」となる。西川善文氏がトップに就任する。民営化時の日本郵政の役割は、下記の4点が挙げられている。

コーポレートセンター機能および監査機能

グループ各社への経営管理、経営支援、内部統制の確保、ゆうちょ銀行、および、かんぽの株式処分のための上場準備の^(注1)支援、日本郵政自らの上場準備、CSR、広報活動、社会地域貢献基金の交付など。

グループ内共回事務の受託

給与・収入支出手続等の事務、災害補償関係事務、健康管理事務、施設等の管理事務、IT開発などの共回事務の実施。

事業運営

通信病院を承継し、企業立病院として運営。公社が運営するメルパルク(郵便貯金周知宣伝施設)、かんぽの宿(簡易生命保険加入者福祉施設)等は民営化を5年以内にすべて譲渡または廃止することになっており、これらの譲渡廃止までの運営。

その他

通信総合博物館の承継。公社の残務処理。組織については、本社(現公社本社ビル)にコーポレートスタッフ部門、監査部門、共回事務部門、事業運営部門が設置され、支社は設けられない。共回事務施設として、人事・経理集約センター(公社では11箇所

第3表 5社の概要

	日本郵政	郵便局会社	郵便会社	ゆうちょ銀行	かんぽ
社員数	3 800人	125 800人	106 800人	11 400人	5 400人 (営業職員1 000人)
店舗数	本社、共通業務施設、病院(14)、宿泊施設(82)	本社、支社(13)、郵便局(約24 600)等	本社、支社(13)、郵便輸送センター(2)、支店(1 093)等	本社、事務センター(13)、直営店(233)等	本社、事務センター(5)等
資産	8兆7 350億円 (子会社株式8兆2 960億円等)	1兆5 220億円	2兆5 530億円	226兆9 910億円 (管理機構からの特別預金は137 6兆円)	114兆5 890億円 (管理機構からの再保険分の保険契約準備金は111 7兆円)
経営見通し (08年度純利益)	960億円	860億円	380億円	4 280億円	770億円
提供する商品、サービス	・右記4会社の持株会社 ・コーポレートセンター機能 ・病院の運営 ・宿泊施設の譲渡廃止	・郵便の窓口業務 ・住民票の写しの交付事務 ・銀行代理店業務 ・生命保険募集代理店業務 ・損害保険商品の提供、カタログ販売、不動産事業等	・郵便業務 ・国内物流事業 ・国際物流事業	・預金サービス ・送金決済 ・資産運用サービス(投信、国債販売) ・銀行代理店契約を郵便局会社と締結	・公社と同様の保険商品を提供 ・生命保険募集代理店契約を郵便局会社と締結

資料 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」から作成

(注) 承継会社の職員数の合計25万3 200人は、公社の職員数25万2 000人を上回るが、この差は、日本郵政で民営化前から勤務する数(約100人)と内部監査態勢を強化するため、民営化後の業務に必要な人員を見込んでいるためと説明されている。

の共通事務センターをもつが、1箇所に集約)、災害補償事務センター、健康管理事務センター、施設サービスセンターが設置される。また事業運営施設としては、14の通信病院、11のメルパルク等、71のかんぽの宿等が民営化時点で存在する。

職員数は3,800人で、本社600人、共通事務施設700人、病院施設1,600人、宿泊施設900人と見込まれている。

公社から承継する資産は8.7兆円(第4表-(1))であり、その大半が子会社株式となる。日本郵政の株式は、民営化時は政府がすべてを保有する。日本郵政の収益は、グループ会社からの配当、経営指導料、ゆうちょ銀行からの交付金(郵政民営化法第122条)、本社等の建物からの賃貸料、共通事務の受託手数料が見込まれている。

(注1) ゆうちょ銀行とかんぽの株式については民

第4表 民営化時の財務状況

(単位 億円)

(1)日本郵政			
資産の部		負債の部	
現金及び預金	2 710	退職給与引当金	380
有価証券	82 000	未払国庫納付金	1 280
郵便事業会社株式	2 000	その他負債	20
郵便局会社株式	2 000	負債合計	1 680
郵便貯金銀行株式	68 000	純資産の部	
郵便保険会社株式	10 000		
動産不動産	2 440	純資産合計	85 670
その他資産	200		
資産合計	87 350	負債・純資産合計	87 350

(2)郵便局会社			
資産の部		負債の部	
現金及び預金	5 460	退職給与引当金	12 610
動産不動産	9 720	その他負債	620
その他資産	40	負債合計	13 220
		純資産の部	
		純資産合計	2 000
資産合計	15 220	負債・純資産合計	15 220

(3)郵便会社			
資産の部		負債の部	
現金及び預金	9 060	借入金	4 160
動産不動産	15 120	退職給与引当金	11 400
その他資産	1 410	その他負債	7 970
貸倒引当金	50	負債合計	23 530
		純資産の部	
		純資産合計	2 000
資産合計	25 530	負債・純資産合計	25 530

(4)ゆうちょ銀行			
資産の部		負債の部	
現金及び預金	54 770	預金	496 820
コールローン	14 000	借入金	248 100
買現先勘定	1 600	退職給与引当金	1 150
金銭の信託	20 760	その他負債	1 455 840
有価証券	1 735 980	負債合計	2 201 910
預託金	388 590	純資産の部	
貸付金	43 160		
動産不動産	2 070	純資産合計	68 000
その他資産	9 100		
貸倒引当金	120	負債・純資産合計	2 269 910
資産合計	2 269 910		

(5)かんぽ			
資産の部		負債の部	
現金及び預金	13 660	保険契約準備金	1 116 780
コールローン	4 770	退職給付引当金	540
買入金銭債権	780	価格変動準備金	6 520
金銭の信託	64 660	その他負債	12 050
有価証券	845 830	負債合計	1 135 890
貸付金	211 920	純資産の部	
動産不動産	820		
その他資産	3 460	純資産合計	10 000
貸倒引当金	10	負債・純資産合計	1 145 890
資産合計	1 145 890		

(6)管理機構			
資産の部		負債の部	
特別預金	1 376 280	郵便貯金	1 376 280
預託金	10 670	保険契約準備金	10 670
貸付金	250 910	借入金	250 910
その他資産	10 240	その他負債	10 240
		負債合計	1 648 100
		資本の部	
		資本合計	-
資産合計	1 648 100	負債合計	1 648 100

資料 第3表に同じ

(注) かんぽに対して再保険に付した部分に相当する保険契約準備金の金額は111兆6 780億円。

営化後10年以内にすべて処分することになっていたが、民営化後4年目の上場を目指し、5年間で処分する方針を明示している。

(2) 郵便局会社

郵便局株式会社法の規定により「郵便局株式会社」となる。トップは川茂夫氏が就任する。

民営化時に提供する商品サービスについては、下記の12点があげられている。

郵便窓口業務（郵便会社からの委託業務）

印紙の売りさばき（郵便会社からの委託業務）

ゆうパックの引受け（郵便会社からの委託業務）

住民票等の写しの交付事務等（地方公共団体からの委託業務）

銀行代理店業務（ゆうちょ銀行からの委託業務）

生命保険募集代理店業務（かんぽからの委託業務）

宝くじの売りさばき

原動機付自転車等責任保険の募集業務
国債、旅行小切手及び投資信託の販売
（ゆうちょ銀行からの委託業務）

恩給その他の国庫金の支払い等に関する業務（ゆうちょ銀行からの委託業務）

年金等の取り扱いに関する業務（ゆうちょ銀行からの委託業務）

新規商品・サービスの提供

自動車保険などの損害保険商品、産直ギフト等のカタログ販売、都市部の郵便局等の再開発など不動産の活用などを想定。

さらに、民営化後新たに提供する商品・サービスとして、かんぽ以外の金融機関と提携した新たな保険商品の提供、グリーンディングカードなどの店頭陳列販売、料金受託収納代行、駐車場・駐輪場の運営などを例示している。また、グループ会社が民営化後に充実していく商品サービス、グループ以外の事業会社、金融機関との提携による新たな商品サービスを取り扱うことも記されている。

組織については、本社（現公社本社ビル）にコーポレートスタッフ部門、コーポレートサービス部門、営業部門、コンプライアンス部門、監査部門を設置し、13箇所の支社、50箇所の地方監査室、11箇所の研修所を置く。渉外要員を配置する3,600の郵便局と、渉外要員を配置しない16,600の郵便局、4,400の簡易郵便局を置く予定で、合計2万4,600局を見込んでいる。公社と簡易郵便局との契約は郵便局会社が承継する。

職員は12万5,800人と承継会社最大となる。本社800人、支社3,700人、地方監査室1,200人、研修所100人、郵便局12万人の予定である。

公社から承継する資産は、1兆5,220億円で、過半が郵便局舎などの動産不動産である。郵便局会社の株式は日本郵政がすべて保有する（前掲第4表 - (2)）。

(3) 郵便会社

郵便事業株式会社法の規定により、「郵便事業株式会社」となる。トップには北村憲雄氏が就任する。

民営化時に提供する商品サービスについては、下記の6点があげられている。

郵便の業務

手紙、はがきなど引き続きユニバーサルサービスとして営業。

印紙の売りさばきを行う業務

国の委託業務。

お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

国内物流事業

現行の小包業務は郵便業務から除外され、一般貨物法制の下で国内貨物業務を行う。

国際物流事業

その他の受託業務

NHK等の委託の集金業務。ひまわりサービス、郵便外務員を活用して行う地公体からの受託業務を引き続き実施。

さらに、民営化後、新たに提供する商品サービスとして、国内外物流分野での新規業務を検討することを明記している。

組織については、本社（現公社本社ビル）にコーポレートスタッフ部門、事業部門、営業推進部門、ネットワーク部門、IT部門、監査部門を設置し、公社の支社を利用し、13箇所の支社を持つとされている。また、機能センターとして公社が持っている「国際郵便決済センター」「郵便輸送センター」（2箇所）、「法人営業推進本部」（2箇所から7箇所に増加予定）、「物流センター」（4箇所）、「サービス相談センター」を承継する。支店は1,093箇所（エリア統括支店70、その他の支店1,023）、配達センターを2,560箇所設ける予定となっている。現行の集配

局が支店または配達センターになる。

職員数は10万6,800人で本社800人、支社1,700人、機能センター200人、支店等10万4,100人と見込まれている。

公社からの承継資産は2兆5,530億円で、過半が郵便局舎などの動産不動産となっている。また、子会社のJPビスメール社、JPロジサービス社、ANA & JPエクスプレス社の株式を承継する。郵便事業会社の株式は日本郵政がすべて保有する（前掲第4表 - (3)）。

(4) ゆうちょ銀行

一般の銀行として、「株式会社ゆうちょ銀行」となる。トップは古川治次氏が就任する。

民営化時に提供する商品サービスについては、下記の4点があげられている。民営化時の業務範囲及び預金の預入限度額は公社の業務範囲と同じである。

預金サービス

民営化時は新旧契約分合算で1,000万円となる。通常貯金、決済用貯金（旧郵便振替口座であり、預入限度額の対象から除外される）、定額貯金、定期貯金が提供される。

送金・決済サービス

銀行法の為替取引業務。現行の郵貯システムは全銀システムと接続していないが、民営化後早期に接続を実現し、他の金融機関と同様の為替取引業務を出来るようにする予定とされている。また、公金、国庫金の取り扱い、年金等の支払いなど。

資産運用サービス

投資信託，国債，かんぽの保険商品の販売，旅行小切手の販売。

その他

顧客の相談に応じる業務などを引き続き預金業務等に付随する業務として行う。

さらに，民営化後新たに提供する商品サービスとして，民営化後，民営化委員会の審議を経た内閣総理大臣及び総務大臣の認可等を得て，リスク管理体制等の整備の上，下記の新規業務を実施したいと希望している。

③リスク管理手段・運用の自由化

他の銀行と同様のオフバランス取引，シンジケートローンへの対応，株式の本体運用等

④新規商品・サービス

金融機関仲介として，かんぽ以外の保険商品の窓販，投資信託商品の多様化，その他の金融機関が取り扱う金融商品の仲介。

預金関連として，外貨預金，預入限度額の拡大，廃止。ローン関連として，個人向け（カードローン，住宅ローン，目的別ローン），中小企業向け（ビジネスローン等の企業向け融資，ファクタリング，保証業務，手形の割引等），その他の法人向け（プロジェクトファイナンス等）。送金決済関連として，クレジットカード業務，当座貸越（無担保），その他信託銀行業務。

組織は，本社を現公社本社ビルに，銀行法上の本店は別に置くとしている。本社にはコーポレートスタッフ部門，コーポレートサービス部門，営業部門，市場部門，コンプライアンス部門，監査部門を設置する。

233箇所の直営店を設け，現在の都市部の普通局を中心に，既存の郵便局舎の一部を利用して店舗を設ける。

郵便局（銀行代理店）に対する指導監督等の拠点として都道府県に1箇所（北海道は3箇所），合計49箇所に地域センター（現行の郵便貯金地域センター），11箇所の貯金事務センター，2箇所の貯金事務計算センターを置く。また，郵便局会社に業務委託をする。また，インターネット等を利用したダイレクトチャネルを充実させていくことを予定している。

職員は，1万1,400人で，本社800人，直営店5,800人，地域センター1,200人，事務センター3,600人が見込まれている。

公社から承継する資産は，226兆9,910億円で170兆円超が有価証券となっている。負債に関しては，管理機構からの特別預金が約138兆円，ゆうちょ銀行の預金となる通常貯金は約50兆円を見込んでいる。現時点での純資産は6兆8,000億円と計上されている（前掲第4表 - (4)）。

(5) かんぽ

一般の生命保険会社として，「株式会社かんぽ生命保険」となる。トップは進藤丈介氏が就任する。

民営化時に提供する商品サービスについては，公社の業務範囲等と同じで，保険金額は新旧契約分を合算して原則1,000万円とする無診査保険及び特約を提供する。養老保険，終身保険，定期保険，学資保険，年金保険，災害関係特約，入院関係特約な

どである。

さらに、民営化後新たに提供する商品サービスとして、民営化後、民営化委員会の審議を経た内閣総理大臣及び総務大臣の認可等を得て、リスク管理体制等の整備の上、下記の新規業務を実施したいと希望している。

運用対象の多様化

他の生命保険会社と同様の信託受益権、シンジケートローンへ、株式の本体運用等。

新規商品・サービス

法人マーケット向け商品の他の保険会社からの受託販売、既存商品・サービスの改善（入院関係特約の改善、一定期間経過後の限度額の引上げ）、新規商品サービスの開発（変額年金、第3分野商品、限度額引上げを前提にした有診査保険）。

組織は、本社（現公社本社ビル）にコーポレートスタッフ部門、コーポレートサービス部門、営業部門、資産運用部門、コンプライアンス部門、監査部門を設置し、81箇所の直営店を設ける。現行5箇所の簡易保険事務センターを「事務センター」として、現在のかんぽコールセンターを「コールセンター」として引継ぎ、郵便局会社に業務委託する。かに郵便局に対しては、かんぽが直接保険募集の委託をすることになる。

職員は5,400人、本社700人、直営店2,200人（うち営業職員は1,000人）、事務コールセンター2,500人の見込みである。

公社から承継する資産は114兆5,890億円で、約85兆円が有価証券である。負債のうち約112兆円は管理機構からの再保険分

ある保険契約準備金となる。純資産は現時点で1兆円を見込んでいる（前掲第4表 - (5)）。

（6）管理機構

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の規定により、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」となる。

管理機構の業務は下記の10点である。

郵便貯金の管理に関する業務

通常郵便貯金、積立郵便貯金、定額郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金。

簡易生命保険契約の管理に関する業務。

郵便為替法の規定による郵便為替の業務（軍事郵便為替及び外地郵便為替）。

郵便振替法の規定による郵便振替の業務（外地郵便振替貯金）。

郵便貯金法または簡易生命保険法に規定された地公体に対する貸付。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の規定により委託された寄附金の処理を行う業務。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の規定により委託された寄附金の処理を行う業務。

国民生活金融公庫の委託を受けて行う国民生活金融公庫法の規定による貸付けの申し込みの受理及び貸付金の交付に関する業務。

沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う沖縄振興開発金融公庫法の規定による貸付の申し込みの受理及び貸付金の交付に

関する業務。

から の附帯業務

職員数は実施計画の対象となる職員ではないので、骨格には記載されていない。政府が中期目標等の業務のあり方を定めることになっている。

公社から承継する資産は前掲第4表 - (6)のようになる。資本金の額が未定であるため、資本金およびそれに見合う資産は計上していない。かんぽの再保険部分に相当する約112兆円は負債から差し引かれている。

(7) 民営化委員会による骨格への所見

前述の骨格については、8月に郵政民営化委員会において議論が行われ、8月31日に所見が公表されている。所見の中では下記のような点が指摘されている。

ゆうちょ銀行とかんぽの株式の早期上場・処分の方針は、郵政民営化の趣旨に沿うものとして評価する。

ゆうちょ銀行とかんぽの新規業務は関係する分野に与える影響について幅広く意見徴収等を行うこととしたい。

実施計画については、下記のとおり留意事項を公表する。

④資産及び負債の点検。

⑤コンプライアンス態勢の整備。

⑥ガバナンス面における内部統制システムの確立。

⑦グループ経営における経済合理性の確保、金融子会社に対する投資家信認の確保。

⑧人材の有効活用。

⑨郵便局ネットワークの水準の維持等。

⑩国民負担をもたらしことがないように郵便局会社の健全経営の確保。

おわりに

——ゆうちょ銀行の今後の課題——

本稿では前半で、郵政民営化関連法が成立した05年秋以降の民営化準備の動向と郵政公社の決算、投信販売の動向について、後半で実施計画の骨格の概要を紹介した。

詳細な「実施計画」は07年の4月末までに公表されることになっている。06年9月1日には、ゆうちょ銀行とかんぽの準備会社である「株式会社ゆうちょ」「株式会社かんぽ」が、ともに資本金5,000万円（資本準備金を含めて1億円）で日本郵政の100%出資で設立されている。07年10月の民営化に向け、連日様々な報道もされているが、あと1年と迫ったゆうちょ銀行の誕生は、銀行業界あるいは国民生活にどのような影響をもたらすのであろうか。

実施計画に盛り込まれた内容は、民間金融機関としての業務機能を網羅したものになっており、総花的という評価もある。その意味で、ゆうちょ銀行の具体的な戦略が明確になっているものではなく、今後の影響を論ずるのは難しいが、現段階で注目される点を以下に提示した。

投信等の販売強化

07年10月の民営化開始時は預入限度額も1,000万円が維持され、貸出業務等の新規業務への参入にも制約があるため、手数料

収入が得られる投信の販売は、積極的に推進される分野の一つと考えられる。来年からはインターネット経由での販売も開始される予定となっている。投信販売について^(注2)の資料等からは、利便性や顧客との距離の近さ(敷居の低さ)を最大限活用し、「ファミリーバンク」を目指していることが明示されている。またシニアマーケットをターゲットとすることも記されている。

都市部重視の直営店

ゆうちょ銀行の直営店の配置をみると、233箇所中、東京都が40箇所と最も多く、次いで神奈川県31箇所、大阪府24箇所、埼玉県17箇所、愛知県14箇所となっている。上位5都府県で直営店の半分以上を占めており、都市部重視の傾向が見て取れる。都市部での金融機関相互の競争激化が想定される。

地方での郵便局会社

地方では郵便局会社の動向が注目される。郵便局会社ではゆうちょ銀行の代理店として金融業務を行うことが予定されているが、郵便局会社の民営化後の新規業務では、ゆうちょ銀行以外の金融機関との提携の商品・サービスが示されている。代理店ということで、貸出や複雑な金融商品の提供等には限界があるかもしれないが、郵便局会社は、承継会社のなかで最大の職員を引き継ぐ予定であることから、収益確保のためには様々な金融商品やサービスの提供が行われる可能性がある。

ゆうちょ銀行のチャンネル戦略

ゆうちょ銀行では、店舗、代理店チャンネル以外にも、インターネット等のダイレク

トチャンネル充実の動きも強まるであろう。投信販売ではインターネットの利用が報道されており、注目される点である。

過疎地等での店舗の役割

郵便局会社にとって、効率的な店舗配置が非常に重要となる。設置基準や地域貢献業務などの制約もあるが、簡易郵便局なども含め、様々な活用方法が期待される。

ゆうちょ銀行の運用力

ゆうちょ銀行は管理機構から特別預金の形で旧勘定分を受け入れ、新勘定分とあわせて運用するためにその額は巨大である。旧勘定分は安全資産での運用に限定されているが、新勘定分においては、その運用力強化が最も大きな課題である。

リスク管理体制の整備

ゆうちょ銀行での取り扱い金融商品・サービスの拡大に加えて、郵便局会社を代理店とした業務展開が予定されており、健全な業務運営に向けた内部管理と適切な代理店指導が求められる。民営化委員会等でも指摘されているとおり、リスク管理体制整備が喫緊の課題となる。

今後のゆうちょ銀行や郵便局会社の動向が注目されるが、郵政民営化の前提として、イコルフットイングが確保されていることが重要であり、民営化委員会の議論等を含めて注視していかなければならないであろう。

(06年9月5日現在で執筆)

(注2)「日本郵政公社の現況と投資販売の方向性」
06年6月30日セミナー資料より

(主事研究員 丹羽由夏 たんばゆか)

国土デザインの中の都市農業

——都市農業を考える——

〔要 旨〕

- 1 都市農業・農地を維持していくには、都市農業に対する支援や都市農地にかかる税制等の見直しが不可欠であるが、このためには国民の理解獲得が必要条件であり、その前提として国土デザインの中に都市農業・農地を位置づけておくことが必要である。
- 2 わが国の国土計画は経済成長偏重から、均衡ある国土の発展へと変化してきている一方、農業政策も多面的機能が重視されるようになり、都市農業・農地に対する認識は高まってきている。
- 3 都市と農村・農業・自然の位置づけ、相互の関係性のどこに足場を置くかは国土デザインの大きなポイントの一つになってきているが、置かれた足場によって都市農業・農地の評価も大きく異なってくる。
- 4 都市と農村をめぐる議論としてハワードの“Garden City”論は大きな影響を与えてきた。またわが国でも田園調布の開発分譲や大平元首相による田園都市構想等によって「田園都市」という言葉は広く知られている。
- 5 ハワードの“Garden City”論は都市と農村の対立論から離れて、相互に補完・調整させていく視点を誘導してきたという意味では重要な役割を果たしてきた。しかしながらヨーロッパと日本との都市形成の仕方は基本的に異なっており、日本の実態に合わせた整理を踏まえた国土デザインでなければならない。
- 6 わが国は都市的要素と農村的要素とが混在しているところに大きな特徴があり、「農的暮らし」「都市と農村の融合」が国土デザインのキーワードとなる。
- 7 国土デザインの作成にあたって、その基本単位は持続的循環型地域社会となるが、そこでの農業は地域社会農業であることが基本となる。都市農業・農地も新鮮な農産物の供給、災害時のオープンスペース、ヒートアイランド現象緩和等都市農業ならではの多面的機能をも有しており、地域社会農業の柱の一つとして都市農業は重要な位置を占めることになる。
- 8 都市農業・農地を維持していくためには、大都市圏特定市における生産緑地にかかる相続税納税猶予制度の終身営農規定の緩和をはじめとする税制見直しと合わせて、農業者として十分な実績を持ち、意欲も高いものについては農業政策の対象とし、農地の賃貸借や法人化等も可能にしていくことが必要である。

目 次

はじめに

1 都市農業問題の構図

- (1) 都市農業の経営構造
- (2) 都市農業に関する主な制度面でのネック

2 都市農業・農地の必要性

3 国土デザインと農業・農地

- (1) わが国の国土デザインにかかる取組経過
- (2) 国土形成計画への取組現状
- (3) 全総と農業政策の推移
- (4) 全総・国土計画と都市農業・農地

4 「田園都市」をめぐる論議

- (1) ハワードの“Garden City”論
- (2) わが国と田園都市
- (3) “Garden City”論の評価

5 田園都市国家と都市農業・農地

- (1) 基本スタンス
- (2) 田園都市国家と国土デザイン
- (3) 地域社会農業と都市農業・農地

6 都市農業・農地維持のために

- (1) 若干の提言
- (2) 特に税制の見直しについて

はじめに

本誌2005年6月号の「日本農業における都市農業」で都市農業の実態（概略）、都市農業にかかる法制度とその変遷、都市農業の評価をめぐる議論の流れ等をみた。同06年3月号の「都市農業（地域レベル）の推移と実態」、同06年5月号「都市農業（個別経営）の実情と課題」では都市農業の具体的事例を取り上げながら都市農業の実情と課題について整理した。^(注1)そして本稿が「都市農業を考える」シリーズの4作目となる。

これまで都市農業の実情と課題について整理するなかで、都市農業・農地を維持していくことはもはや農家個人の努力だけではいかんともしいことを明らかにしてきた。

都市農業・農地を維持していくために

は、都市農業に対する支援や都市農地にかかる税制等の見直しが不可欠であるとの視点から、支援・見直しをはかっていくために国民の都市農業・農地についての十分な理解を獲得していくことが必要条件であり、その前提として今後の国のあり方＝国土デザインの中に都市農業・農地を位置づけておくことが肝心であると考えられる。

そこで本稿では、国土デザインの方向性について考えるとともに、都市農業・農地の位置づけについての再整理を踏まえて、諸施策についての若干の提言を提示する。

（注1）別途、神奈川県の実証事例については「神奈川県における都市農業振興への取組と課題」（時事通信・農林経済06年9月14日号以降4回連載）を参照願いたい。

1 都市農業問題の構図

(1) 都市農業の経営構造

都市的地域における農地面積は全国の農

地面積の25%（04年）となっているが、農業産出額での割合はこれを大きく上回り29%となっている。特にその割合が高いのが野菜38%、果実34%、花卉40%で、都市農業が高度技術集約的で高付加価値型の生産に傾斜していることがわかる。

また、多様な販売形態、環境保全への配慮等消費者との短い距離を生かした経営が行われているが、賃貸アパート、駐車場等不動産収入や農外給与等農外収入によって経営を維持しているものが大半であるのが実態である。

ところで都市農業においても担い手の高齢化がすすんでおり、農地の相続がこの10年、20年の間に大量に発生することが見込まれる。しかしながら均分相続や、相続税・固定資産税の負担が大きいことから、相続発生を機に農地の売却が増加し、農地が半減することが懸念されている。

都市農業は農外収入に依存しつつ何とか維持されてはいるものの、都市農地そのものの維持については税制等制度的要因による制約が大きく、これらの見直し、緩和・改善なくしては不可能であると言わざるを得ない。

（2）都市農業に関する主な制度面でのネック

68年に都市計画法が制定され、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域とに線引きされたが、これ以降、都市農業、特に市街化区域の都市農業については宅地への転用を前提として農業政策の対象外にされ

るとともに、農業を継続していても税制上は宅地として取り扱われてきた。

a 農業維持にあたってのネック

行為制限

都市農業・農地にかかる現行制度は自作地と家族自営農家に対象範囲を厳しく限定しており、特に生産緑地については法人化や、農地の賃貸借、利用権の設定は認められておらず、農地の集積も不可能となっている。

農業支援

市街化区域については農業政策の対象外とされていることから、専業等で都市農業に本格的な取り組みをしていても補助金等国の支援を得ることはできない。

b 農地維持にあたってのネック

均分相続

遺言等によらず法定相続される場合には、子供が複数いれば子供の相続分を均等に分割して相続されることになり、農地が細分化されることになる。このためまとまったかたちで農地を利用することができずに売却したり、まとめて利用するために兄弟姉妹間での調整に多大の労力を要するだけでなく、調整が整わずに結局は農地を売却するケースも多い。

相続税納税猶予制度

相続税の納税猶予制度は、生産緑地の場合、納税猶予額が免除される期限が92年1月1日以降、三大都市圏の特定市については原則として農業相続人が死亡した日、す

なわち終身営農というきわめて厳しい条件が課せられている。このため健康も含めて終身営農を継続できるか不安をもち、納税猶予制度の選択に踏み切れずに、結果として相続を機に農地を売却するケースが多い。

終身営農の義務規定に違反した場合、その時点で納税猶予期限を終了（期限の確定）したと見なされ、猶予期間中の利子相当額を加算した相続税の支払いが求められることになる。

固定資産税

生産緑地にかかる固定資産税は宅地並み課税を免除され、市街化調整区域内の農地と同様に農地課税とされている。しかしながら実態は固定資産税評価額が高かったり、負担調整率の関係から多額の固定資産税納付を余儀なくされているケースが多い。

2 都市農業・農地の必要性

都市農業・農地を維持していくためには以上でみたように制度的制約が大きく、これら制約を緩和・改善していくのは相当な力仕事となる。

90年前後の地価高騰にともなって都市農業は一段と厳しい批判にさらされることになったが、バブル崩壊以降、地価の下落・低迷と、農地の宅地転用にともなう緑地の減少等から、都市農業批判もおおむね沈静化し、都市農業・農地に対する理解も広がりがつつあるのが現状である。あらためて都

市農業・農地の必要性、すなわちそれらが発揮している機能について以下のとおり確認しておきたい。

都市農地で生産活動が行われていることからもたらされる機能

- ・（生産物を通して）新鮮で安全な農産物の供給
 - ・（農作業を通して）市民農園、学童農園等による「農」の営み体験
 - ・（物質循環を通して）生ごみ堆肥活用も含めた地域内循環
- 都市農地が存在していること自体からもたらされる機能
- ・緑地、景観保全（開放性の発現）
 - ・騒音防止・プライバシーの確保・心地よい音の発信（穂波）
 - ・芳香の供給
 - ・温度・湿度の調節緩和（ヒートアイランド現象の緩和）
 - ・災害に備えたオープンスペースの確保

3 国土デザインと農業・農地

以上のように都市農業・農地の必要性は高く、またその必要性は一段と高まっている。制度の緩和・改善をはかっていくためには、都市農業・農地についての国民のしつかりとした理解獲得が不可欠となるが、そのためにも国のあり方を示す国土デザインの中に都市農業・農地を明確に位置づけていくことが是非とも必要であると考え

(1) わが国の国土デザインにかかる

取組経過

わが国の国土の発展ビジョンを示してきたのが「国土計画」であり、これは1950年に制定された国土総合開発法に基づいている。

国土計画の推移とその特徴をたどってみると、62年からの全国総合開発計画（全総）は拠点開発方式によって、69年からの新全国総合開発計画（新全総）は大規模プロジェクト方式によって工業化、都市化を推進してきたが、都市の過密の一方での農村の過疎化をもたらすこととなった。77年からの第三次全国総合開発計画（三全総）では定住圏構想による均衡ある国土の発展を目指すものとされ、87年からの第四次全国総合開発計画（四全総）は多極分散型の国土形成を目指すものとされた。そして98年からの全国総合開発計画（全総計画）は、「21世紀の国土のグランドデザイン」とされた。さらに国土審議会ではこれまでの国土総合開発法を中心とする国土計画の制度を改め、新しい国土計画制度の確立を目指して検討が重ねられてきた。これを受けて05年7月には国土総合開発法を抜本的に改正して、国土形成計画法とされ、目下、国土形成計画の全国計画と広域地方計画の策定について検討が進められているところである。

(2) 国土形成計画への取組現状

ところで国土形成計画については04年5月の国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検—新しい“国のかたち”へ向けて—」

でその課題、方向性等が次のとおり示されている。^(注2)

- ・国土づくりの転換を迫る潮流と新たな課題

人口減少・高齢化、国境を越えた地域間紛争、環境問題の顕在化、財政制約、中央依存の限界

- ・目指すべき国のかたち

多様な特性に応じた、効率的な経済社会活動、豊かで安全な生活、美しく快適な環境、を実現する世界に誇れる国土を。

- ・国土計画自体も、国土づくりの転換を迫る新たな潮流を踏まえ、大胆にその改革を図るべき。

(注2) 国土交通省国土審議会調査改革部会報告ホームページ(04年5月26日)

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/report/16soutenken/index.htm>

(アクセス日06年9月7日)

(3) 全総と農業政策の推移

98年の全総計画をも踏まえて99年に旧農業基本法が抜本改正され食料・農業・農村基本法（以下「農業基本法」）が施行されているが、ここでは「多面的機能の十分な発揮」として、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等があげられているとともに、第37条2では「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。」ことが明記されている。

02年には、農業基本法の具体化をはかるとともに、BSE問題や食品の虚偽表示問題

等発生への対応も含めて「食と農の再生プラン」が打ち出され、「食と農と美の国づくりに向けた『食農一環』政策」として、「都市と農山漁村の共生・対流」が掲げられ、「都市と農山漁村」で行き交う『わがふるさとづくり』『美しい自然と景観』の維持・創造」等が掲げられている。

さらに、05年4月から開始されている新基本計画では、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」として、「都市農業が、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、心やすらぐ『農』の風景に触れ『農』の営みを体験する場の提供、さらには災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空地）の確保、ヒートアイランド（都市の中心部における高温地域の発生）現象の緩和といった都市住民のニーズに一層応えていくことができるよう、住民も参加した都市農業のビジョンづくりを支援する。また、農産物の直接販売、市民農園、学童農園等における農業体験や交流活動、心から落ち着ける緑地空間の形成、防災協力農地としての協定締結の取組を推進する。」とかなりの書き込みがなされている。

（4）全総・国土計画と都市農業・農地

このように国土デザインは時代の流れを反映して経済成長偏重から、均衡ある国土の発展へと変化するなかで、地方、地域、が重視されるようになってきた。一方、農業基本法では農業だけでなく多面的機能等をも重視されるようになってきた。こうした文脈のなかで、都市農業・農地に対する

認識の高まりと再評価がすすみつつあるとみることができる。

ところで潮流の変化を反映した国土計画のあり方をめぐっていくつかの議論が展開されているが、農業・農村なり自然という観点からみた場合、内容的には大きく二つに分けて考えられる。一つが例えば森地（2005）で、「海外から見たそれぞれの地域の存在感とアイデンティティを発揮するために必要となる圏域設定に際しての考慮すべき事項を考察」するとして、「国際的にも競争力のある地域経済圏となり得る『地域ブロック』、日常生活において都市的サービスなどを共有するまとまりである『生活圏域』からなる『二層の広域圏』に着目し、82の『生活圏域』に含まれない地域を『自然共生地域』とし、この地域の国土保全、水循環、食料安定供給、国民の保養、^{（注3）}地域文化の継承などの多面的機能に注目している。このように都市を「生活圏域」、農村を「自然共生地域」としており、都市と農村を分化させたうえで「地域ブロック」と「生活圏域」の「二層」からなる「国際的にも競争力のある地域経済圏域」の形成を目指すものとなっている。

これに対して、例えば川勝（2003）は、「都市に集中させるためにつくられたインフラを、生活中心のインフラ整備にギア・チェンジ」しなければならないとし、「農村と都市を対立的に考えず、農村的な自然があって都市的な生活が成り立つのであって、^{（注4）}「両者は共生しており運命共同体」であるとしており、「ガーデンアイランズ

日本」としていくことを訴えている。

このように国土デザインの大きなポイントの一つとして都市と農村・農業・自然の位置づけや相互の関係性があり、足場をどこに置くかによって都市農業・農村の評価は大きく異なってくることになる。

(注3) 森地(2005) 4頁

(注4) 川勝(2003) 18頁

4 「田園都市」をめぐる論議

都市と農村とをめぐる議論として絶対に欠かすことができないのが近代都市計画の原点ともいわれている、1898年にイギリス人エベネザー・ハワードが打ち出した“Garden City”論であると同時に、これをうけてのわが国における「田園都市」をめぐる動向・経過である。

(1) ハワードの“Garden City”論

“Garden City”論が1898年に出されたことから容易に想像されるように、産業革命による急速な経済発展の一方で、「農村から都市への人口流入に伴う、都市における住環境の劣悪化と農村の衰退は深刻な問題となっていた。」^(注5)このため「都市・農村それぞれの短所を除き長所を集めた人間の社会生活形態」^(注6)を“Garden City”によって実現しようとしたものである。

「田園都市は6000エーカーの面積より成り、市街区そのものは1000エーカーの円形状をなす。それは放射状と円との道路・鉄道で結合され、農村部2000人、都市部3万

人、合計3万2000人の人口である。中央部には庭園、公会堂、ホール、劇場、図書館、博物館・美術館、病院、レクリエーション施設、商店街などが配置され、その外周に1戸当たり敷地約72坪平均の住宅街5500区画や、学校・教会、並木道、公園がある。さらにその周囲に各種工場が並び、環状鉄道がある。この市街地を囲んで農地が広がり、点々と実業学校、煉瓦工場、保養施設、福祉施設がある。」^(注7)大雑把に言えば中央部に都市部が置かれその周りを農地が取り囲んだかたちで田園都市が形成されるようになっている。

“Garden City”は、「田園部に食糧生産の場としての機能だけでなく、レクリエーション的な機能やアメニティ機能といった多機能を負わせ、さらにエネルギーの循環や廃棄物の再利用、都市内での食糧自給といった一種の循環系を持ったものとして、都市と田園の融合を目指し」^(注8)たものであった。

(注5) 武内・村上(2002) 189頁

(注6) 祖田(2000) 165頁

(注7) 祖田(2000) 165頁

(注8) 武内・村上(2002) 192頁

(2) わが国と田園都市

ハワードの“Garden City”論はヨーロッパ各国の都市計画、地域計画に大きな影響を及ぼしたばかりでなく、わが国にも少なからぬ影響を与えることになった。「ハワード“Garden City”論は1907年頃から様々なかたちで紹介されるようになったが、わが国において『田園都市』の語を定

着させたのは1907年12月に内務省地方局の有志によって出版された『田園都市』であった。」しかしながら、「セネットの『田園都市の理論と実際』が底本」であり、全15章のうち「ハワード“Garden City”論に関するものは最初の2章にすぎず、残りの13章は基本的に田園都市とは関係がないものとなっている。」とされている。^(注9)

わが国で「田園都市」という言葉が広く知られるようになったのは「民間デベロッパーの田園都市会社が東京南西部の大岡山・洗足・多摩川台一体（現在の田園調布一帯）の開発分譲計画（1918～）のキャッチフレーズに『田園都市』の名を起用したことで、その名は郊外の高級分譲住宅地というイメージ^(注10)をもたらすようになってからのことである。

その後、大きく飛んで79年、当時の大平首相によって「田園都市構想」が打ち出されている。これは「『都市に田園の潤いを、田園に都市の活力を』というキャッチフレーズに象徴されているように、『都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらす、両者の活発で安定した交流を促し、地域社会と世界を結ぶ、自由で、平和な、開かれた社会』を目指すものであった。具体的には、『人口10万から30万人程度の地域中核都市を中心に、自然との調和の中に美しい都市的環境の整備された人口5万から10万人程度の地方中小都市や、農山漁村が有機的に一体となり、日本全体に多層重層的なネットワークを形成』していくことを目的とするものであった。これは折から長

洲神奈川県知事が唱える『地方の時代』に呼応したものであり、『人間と自然との調和、個性ある地域産業の発展とともに、行き過ぎた中央集権、中央集中の流れを見直し、諸機能の分散多様化の方向と地域社会の展開を目指す』ものであって、これが四全総、さらには『21世紀のグランドデザイン』へと流れを形成していくことになるのである。^(注11)

（注9）武内・村上（2002）196頁

（注10）菊池（2004）190頁

（注11）蔦谷（2005a）241，242頁

（3）“Garden City”論の評価

ハワードの“Garden City”論は、「当初都市近郊のみを対象として誕生した都市計画が現在では農村地域・自然地域も含む広域な計画体系に進展^(注12)してきたところに最大の意義を見いだすことができよう。見方を変えれば、「農村をしばしば都市の単なる周辺と理解し、土地、労働、資本の供給地と捉え、逆に農村側は都市を農村収奪の拠点、人間と文化の腐敗の地と考え、両者は葛藤するものとする都市・農村対立論があり、他方で都市・農村それぞれの存在理由と機能を主張し、両者は補完結合されるべきものとする都市・農村結合論^(注13)」とに分かれていたものを、単なる都市・農村対立論から離れて、都市と農村とを補完・調和させていく視点を導いてきたといえる。

ここで筆者の“Garden City”論についての考え方を述べておくと、ハワードの目指したものが「都市と農村の結婚」「都市と農村の融合」であったとされているが、

産業革命以降発生してきた都市問題を解決し、「人間的『生』の場」を形成していくためには「経済的価値，生態環境価値，生活価値の3つを調和的に実現^(注14)」することが不可欠であり，都市の持つ「力」だけによる解決は困難であって，農村との「結婚」「融合」が必要であるとの考えには基本的に同感である。しかしながら日本とヨーロッパの都市とでは性格を大きく異にしており，その相異を踏まえての整理が必要となってくる。

第一が都市形成の違いである。ハワードの“Garden City”論での都市と農村との関係は都市部を円心にしてその周辺を農村（田園）が取り囲む構造となっている。これはまさにヨーロッパにおける都市構造に沿った整理であり，城壁で中小都市が囲まれ，城壁の周辺に農村（田園）が展開する構図が前提されている。

ところがわが国の場合，都市は城壁をもたず，農村に人家が次第に密集することによって都市が形成されてきたものであって，計画性に乏しく半ば自然発生的に形成されてきた。^(注15)

したがってわが国の都市農業の実態が示すように，人家と農地が次第に入り混じりつつ都市が形成され，やがて農地は減少してほとんどが宅地に転用されて人家が密集するようになってきた。このため農地の集積は困難で，残された農地は虫食的に分散しているものが多い。ハワードの“Garden City”論で想定されているような明確に都市部と農村部（田園）が分けさ

れたうえで都市部と農村部（田園）との調和をはかっていくのとは基本的に性格を異にしていることについてしっかりと踏まえておくことが重要である。

第二が，第一点目のわが国の都市が農地のスプロール型，あるいは虫食い型による開発によって形成されてきたことの反面として，農村部も相対的に狭い国土面積，農地面積であるがゆえに工場，人家等のいわゆる都市的要素も農村部に虫食的に存在してきたのである。

第三に，したがってわが国では都市も農村も都市的要素と農村的要素の両方を持っていることから，都市部と農村部を単純に二分するよりは，むしろ都市と農村の融合の程度，地域の置かれた状況によってそれぞれ異なった地域デザインが求められているように思われる。

（注12）武内・村上（2002）195頁

（注13）祖田（2000）162頁

（注14）祖田（2000）は、「人間的“生”の場の形成とは，現代社会の要請する主要な価値としての経済的価値，生態環境価値，生活価値の3つを調和的に実現することである。また，その実現のためには生活世界としての『地域』という場が最も適合的である」（299頁）としており，「現代社会は経済価値，生態環境価値，生活価値（社会的・文化的価値）を調和的に追求すること，すなわち総合的価値の追及を理念として共有する時代を迎えている」（153頁）としている。

（注15）例えば「わが国の都市の成立は基本的に田園とあぜ道との関係にあり，人が歩いて道となるという自然発生的村落形態の延長である。営々と石を積み上げて城壁をつくり，水道橋を建造して飲料水を遙か谷越えに導き，都市の成立を宣言する西欧の都市の成立とは本質的に異なるのである。」（芦原（2001）53頁）

5 田園都市国家と 都市農業・農地

ハワードの“Garden City”論をもとに「田園都市」に関する流れや、これについての評価に触れてきたが、これらを踏まえて国土デザインと、その中での都市農業の位置づけについて考えてみたい。

(1) 基本スタンス

地球が狭くなり、かつ環境負荷が高まっているなか、国家が目指すべき社会は持続的循環型であることが基本であり、そこで重視すべき要素はFW + 3E、すなわち食料 (Food)、福祉 (Welfare)、エネルギー (Energy)、環境 (Environment)、教育 (Education) であると考え。持続的循環型社会では地域が主体性をもってそれぞれの地域資源を有効に活用しながら上にみた重要な要素を極力自給し、自力で満たしていくことになるが、「持続可能な地域づくりの活動原則は、外部のものを持ち込むのではなく、むしろ地域に固有に存する資源、人・知恵、金を地域のなかで最大限生かし、原則地域のなかで循環させる『ローカリゼーション』によって地域内資源循環を実現することである。」^(注16)本来「百姓」という言葉に象徴されるように農家は生活に必要とされるものは、自ら、あるいは共同して生産するのが当たり前であった。持続的循環型の地域社会を形成していくためには、^(注17)あらためてハワードのこのような都市と農村

との「結婚」が必要であり、その際のキーワードになるのが「農的暮らし」であり、「都市と農村の融合」である。

そこでは都市、農村に限らず安心、ゆったり、美しさを実感できることが要件となるが、そのためには生活条件・環境条件が整備された場をあらためて形成していくことが求められる。すなわち都市と農村を分化させるのではなく、農村だけではなく都市のなかの生活であっても「経済価値、生態環境価値、生活価値 (社会的・文化的価値)」からなる「総合的価値」を追求していくことが可能な条件整備が急がれるのである。

(注16) 中島 (2005) 194頁

(注17) 中島は「持続的循環型地域社会」(サステイナブル・コミュニティ)という概念を提示しており、地域資源を、水や空気や生態系等の自然資源、一人一人の人間の暮らし、知恵、技術等の人的資源、地域における人々の結合力や協働、信頼関係、人々が作り上げた文化、暮らしなどの社会資源、水路や道、エネルギーを供給するインフラストラクチャー等の物理資源、貨幣、市場の仕組みなどの生活の基礎となる経済資源、の5つに分類している。(中島 (2005) 74頁)

(2) 田園都市国家と国土デザイン

国土デザインの基本単位となるのが持続的循環型地域社会であり、これらがネットワークによって結ばれ、有機的に連携して形成される国家を筆者は「田園都市国家」と呼ぶ。ここでは国土全体が農的要素と都市的要素をあわせもちながらも、多様な地域性を発揮して持続的循環型地域社会を形成し、これらが有機的につながれた国土デザインが描かれることになる。

国土デザインそのものをここで提示するスペースも能力も持たないが、農業者、商店、職人、地場産業等が有機的に結合し、農業を含む第一次産業、第二次産業、第三次産業それぞれに多様な地域条件を生かした生産が行われることによって、一極あるいは大都市集中型とは異なり分散型の地域形成が行われながらも、それぞれの地域特性を生かしての海外も含めた情報発信・交流によって、それぞれがネットワーク化された社会が想定されるのである。そこではFW+3Eを重視し、実践を積み上げていくことによって「安心・ゆったり、美しさを実感できる」自立した社会に向けた環境整備が着実にはかられることになる。

(3) 地域社会農業と都市農業・農地

田園都市国家における農業は地域社会農業となる。これは「自然条件を生かした持続的・循環型の環境にやさしい地域農業をベースに、地域自給、地産地消を基本にしながら、都市消費者とも密接な交流を持つとともに、生産、暮らしだけでなく、地域での社会的関係構築、文化的創造活動等にも主体的に参画することにより地域マネジメントの重要な一角を担う^(注18)」ものである。

ところでWTO体制下の市場化・自由化・国際化がすすむなかで日本農業が足場を置くべきポジションは価格（競争力強化）等ではなく品質とコミュニケーション等にあることをこれまで強調してきた^(注19)。食料の安定供給、安全、適正価格の維持に取り組んでいくのはもちろんのことであるが、大

量に定質のものを低価格で安定的に調達するニーズの強い食品、外食、量販店等については海外依存度をさらに強める傾向にある。わが国のもつ、豊富な地域性・多様性、きわめて水準の高い農業技術、高所得かつ安全・安心に敏感な大量の消費者の存在、都市と農村とのきわめて近い時間距離、等の特徴を生かしていくためには有機や特別栽培を含む品質と食文化や生産者と消費者の交流等を含むコミュニケーション等を重視していくことが求められる。

そして都市農業は消費者直結型の販売を前提とした花卉・野菜等の高度技術集約的農業や市民農園・学童農園等コミュニケーションにターゲットを当てた農業へと変化してきており、まさに日本農業の先駆的な展開を見せてきた。都市農業が変化する方向性は、単に食料生産という量的な面にとどまらず、経営形態、栽培品目をも含めた質的な面でも日本農業全般に対する影響はますます強まることになる。

また、都市と農村との交流・融合は地域社会農業、田園都市にとって基礎的ファクターとなるが、筆者はこれを4つのフェーズに分けて整理している^(注20)。すなわちフェーズ1＝キッチンガーデン、フェーズ2＝都市農業への参画、フェーズ3＝農村との交流、フェーズ4＝農村への帰農、というように都市と農村との間に「農的暮らし」を段階的に位置づけたものである。都市農業・農地の観点からすればフェーズ1に該当するキッチンガーデン、ガーデニング、ルーフガーデン、フェーズ2に該当する市

民農園，体験農園，ボランティアやパート等による農業労働等を普及・推進していくことがフェーズ3，4にもつながっていくことになり，都市から農村へ人の移動・交流の促進に大きな役割を果たしていくことが期待される。

このように都市農業も地域社会農業の柱の一つとして位置づけられるが，その都市農業は質的量的に日本農業にとって重要であり，日本農業の先駆け的役割を担っているとともに，都市農業特有の機能を含めた多面的機能を発揮している。すなわち都市農業を維持していくことは日本農業を維持していくうえできわめて重要であるばかりでなく，都市農地は都市に居住しながら生態環境価値，生活価値を実現していくための不可欠の条件として位置づけられる。また，都市住民が身近なところで農的触れあいを多く経験していくことが都市から農村への人口移動を促し，農村活性化の条件をも形成していくことになるのである。

（注18） 蔦谷（2005a）165，166頁

（注19） 蔦谷（2005a）6頁ほか。

（注20） 祖田（2000）231～239頁

6 都市農業・農地維持のために

上で述べた国土デザイン「田園都市国家」を前提とすることによって，現状，基本的に宅地化の予備地とみなされている都市農地の維持についての国民の明確な理解を獲得できる可能性が開かれるものとする。そこで先の論考で明らかにしてきた都市農業の実情と課題を踏まえて，最後に都市農

業・農地を維持していくための提言を掲げておきたい。

（1）若干の提言

第一が，田園都市国家を目標とする国土ビジョン形成と，その中での都市農業・農地の必要性についての明確な位置づけをはかることである。

第二が，第一と関連するが，都市，農村を問わず，基本的に農業・農地は社会的共通資本としての性格を有していることを明確にすべきであり，生産者は農業・農地のもつ公益性を自覚していくことが求められる。あわせて農業をすることによって農地を守っていく意思を明確にしていくことが必要である。

第三に，都市農地を含めた農地は第二を踏まえて農地の所有権と利用権との分離を図り，所有権はそのままとしても農地の農業での利用を前提に利用権の移動が可能な仕組みとしていくことが必要である。

第四に，都市農地が恒常的・安定的に農業に利用されることを前提に，都市農業を農業政策・支援の対象に組み入れるべきである。この一環としては担い手確保対策として都市農業での法人化を認めていくとともに，生産緑地の賃貸を認めていくことが必要である。

第五に，都市農業を維持していくためには生産者自身の努力と消費者等の支援が必要であるが，都市農業維持の前提となる農地の維持は現行の税制の下では生産者等個人の努力ではいかんともし難く，税制の見

直しが不可欠である。

第六に、都市農業・農地の実情について消費者・国民のより深い理解を獲得していくことが必要である。現状、ごく一部の消費者・国民を除いて日本農業についての理解は不十分で、まして都市農業・農地の抱える問題についてはほとんど理解されていないと言わざるを得ない。そのためにも農業事情を積極的に発信していくとともに、地産地消等取組みをつうじた生産者と消費者との深い交流が是非とも必要である。

そして第七に、諸対策を検討している間に都市農地の減少が進行するのは必至であり、都市農地をとにかくにも維持していくためには、自治体の財政負担能力が乏しいことから購入していない生産緑地を購入していくために、何らかの金融措置を早急に講じていくことが必要である。

(2) 特に税制の見直しについて

最後にポイントとなる税制の見直しについて具体的に明示しておきたい。

相続税関連

生産緑地にかかる相続税納税猶予を受けするためには相続人の終身営農が要件とされているが、これを例えば30年にする等要件を緩和することが必要である。

固定資産税

生産緑地に対する固定資産税は基本的に

農地課税が適用されることになっているが、実態は通常の農地課税を大きく上回る納税を余儀なくされている。農地として利用されているものはあくまで農地課税とし再生産を可能とするものでなくてはならない。

その他

生産緑地だけにとどまらず、都市農地でまともに農業的利用が行われているものについては農地としての通常ベースでの課税を徹底すべきである。

<参考文献>

- ・ 芦原義信 (2001) 『街並みの美学』 岩波書店
- ・ 川勝平太 (2002) 『「美の文明」をつくる』 筑摩書房
- ・ 川勝平太 (2003) 「アーバン化(都市化)の時代からルーラル化(農芸化)の時代へ」 農山漁村文化協会 (『現代農業』 2003年8月増刊「21世紀は江戸時代」)
- ・ 菊池威 (2004) 『田園都市を解く』 技報堂出版
- ・ 祖田修 (2000) 『農学原論』 岩波書店
- ・ 武内和彦・村上暁信 (2002) 「新時代への『田園都市』計画として」 農業共生空間研究会『これからの国土・定住地域圏づくり』 鹿島出版会
- ・ 蔦谷栄一 (2005a) 『日本農業のランドデザイン』 農山漁村文化協会
- ・ 蔦谷栄一 (2005b) 「日本農業における都市農業」 『農林金融』 6月号
- ・ 蔦谷栄一 (2006a) 「都市農業(地域レベル)の推移と実態」 『農林金融』 3月号
- ・ 蔦谷栄一 (2006b) 「都市農業(個別経営)の実情と課題」 『農林金融』 5月号
- ・ 中島恵理 (2005) 『英国の持続可能な地域づくり』 学芸出版社
- ・ 森地茂・「二層の広域圏」形成研究会 (2005) 『人口減少時代の国土ビジョン』 日本経済新聞社

(特別理事 蔦谷栄一・つたやえいいち)



銀行の消費者金融への 取組みと今後の課題

〔要 旨〕

- 1 個人の消費活動に対する信用供与サービスは消費者信用と呼ばれ、これには消費者に代わって販売業者に代金を立替払いする販売信用と、消費者に直接金銭を貸し付ける消費者金融とがある。販売信用の主要な担い手は信販会社やクレジットカード会社であり、消費者金融ではこれらのほかに消費者金融会社のシェアが大きい。銀行等金融機関の役割は双方の分野とも比較的小さい。
- 2 消費者金融の分野で、銀行等金融機関のかかわりが薄かったのは、戦後の金融行政が産業金融中心に展開され、旺盛な資金需要を持ちロットの大きい企業貸出が小口の個人貸付よりも優先されたこと、預金取扱機関として経営の健全性や公共性が重視され、無担保・無保証で貸倒率も高い消費者ローンは敬遠されたことなどがあった。しかし、90年代になって、不良債権の増加により企業取引の採算性が悪化し、これと比較した個人取引の採算性の良さが見直されたこと、ITや統計的審査手法の発達により小口で多件数の金融取引のリスク管理の高度化や事務処理コストの低下が可能となったことなどから、銀行等金融機関も90年代後半以降消費者金融に本腰を入れて取り組むようになってきている。この分野での銀行等金融機関のノウハウは乏しいため、消費者金融会社等と提携しながら進めているところが多い。
- 3 米銀は、古くから消費者金融に取り組んでおり、クレジットカードなどの消費者金融業務は大きな収益源となっている。米国では個人信用情報機関が発達しており、与信審査やマーケティング活動に活用されている。また、サービサーなどを利用した債権の管理・回収の体制も整備されている。
- 4 銀行等金融機関が消費者金融に本格的に取り組んでいくには、借入を行い、かつ、確実に返済してくれる顧客の獲得がポイントとなるが、これには個人信用情報機関の利用のほか、銀行等が持つ顧客の預金口座における決済履歴等の情報の活用なども効果的であろう。また、消費者金融では、ある程度の割合で貸倒れが発生し、小口取引のため貸倒れの件数も多くなることが予想され、これを処理するための債権管理・回収体制の構築が必要である。日本においても、99年のサービサー法施行後、債権の回収を専門とするサービサーが育ってきており、サービサーへのアウトソーシングなども含めた処理体制の構築が求められる。

目 次

はじめに

1 消費者信用の現状

2 消費者金融における銀行等金融機関の取組み

(1) 消費者金融における銀行等

金融機関の取組みの経緯

(2) 銀行等金融機関を取り巻く環境変化

3 米銀の消費者金融業務

(1) 米国の消費者金融の内容

(2) クレジットカードの仕組みと収益構造

(3) クレジットカード業務のポイント

4 銀行等金融機関における

消費者金融業務の課題

(1) 審査情報の収集と信用リスク管理

(2) 債権管理・回収体制の構築

(3) その他

おわりに

はじめに

1990年代後半以降、不良債権処理の財源確保などもあって収益力の向上を迫られた銀行は、個人などを対象とするリテール金融の分野に本格的な取組みを始めた。なかでも、消費者金融の分野は、それまで銀行のかかわりが少なかったためノウハウの蓄積が乏しく、銀行の取組みは、ノウハウが豊富な消費者金融会社などと提携しながら進められている。

グレーゾーン金利の廃止など消費者金融に関連する諸制度の改革が予定されており、この分野における銀行を含む金融業者の競争環境の変化が予想される。本稿は、消費者金融の分野におけるこれまでの銀行等金融機関（銀行のほか信用金庫や信用組合などの民間預金取扱機関を含む、以下同じ）の取組みを振り返るとともに、今後、銀行等金融機関が消費者金融の分野で業務展開を行っていくうえでの課題について考察したものである。

1 消費者信用の現状

個人の消費活動に対する信用供与サービスは「消費者信用」と呼ばれ、こうしたサービスを業として行っているのが消費者信用業者である。消費者信用には、消費者が商品やサービスを購入する場合に、消費者信用業者が消費者に代わって販売業者に代金を立て替え払いする「販売信用」と、消費者に直接金銭を貸し付ける「消費者金融」とがある。消費者信用業者としては、「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という）に基づく信販会社やクレジットカード会社、消費者金融会社などのノンバンクや、銀行等の預金取扱機関がある。

販売信用は、前記のように、消費者の商品やサービスの購入に結びついたものであり、販売信用業者が立替払いした代金の返済を消費者がどのように行うかによって、割賦方式（2か月以上の期間にわたり3回以上分割して返済する）と非割賦方式（翌月一

括払い、ボーナス時に1回ないしは2回払いするものなど)に分かれ、リボルビング払いは前者に含まれる。^(注1)また、販売信用業者の信用供与の仕方によって、個別取引ごとに契約を締結する個品方式と、クレジットカードを利用する方式(クレジットカードショッピング)とがある。第1表にみられるように、個品方式の信用供与額は減少傾向にあり、クレジットカードショッピングが増加傾向にある。クレジットカードショッピングでは、非割賦方式のものが増加している。

消費者金融は、消費者に対して金銭を直接貸し付けるものであるが、これには、預貯金や動産(質屋営業法第1条に掲げる物品)などを担保とする貸付と、これら以外の消費者ローンとがある。定期預金担保貸付や

郵便貯金預金者貸付は、銀行等金融機関や郵便局が行っており、動産担保貸付は質屋などが行う貸付である。これらの貸付は減少傾向にある。

消費者ローンは、信販会社やクレジットカード会社などの販売信用業者によるものと、消費者金融会社によるもの、銀行等金融機関によるものとに分けられる。販売信用業者や消費者金融会社による消費者ローンは、貸金業規制法による規制を受け、大半が小口で無担保・無保証の貸付である。^(注2)銀行等金融機関による消費者ローンには、教育ローンのように資金使途が特定されたものや、カードローンやフリーローンのように使途自由なものがある。小口のローンは無担保のものが多く、貸付金額が大きくなると不動産や有価証券などの担保を徴

求する場合が多い。銀行等金融機関の消費者ローンは、大枠では、銀行法などの当該金融機関の設立根拠法による規制を受ける。

消費者ローンにおいては銀行等金融機関による信用供与額は減少しており、増加してきたのは販売信用業者や消費者金融会社などのノンバン

第1表 消費者信用供与額の推移

(単位 10億円)

		90年	95	00	01	02	03	04
販売信用	クレジットカードショッピング	11 529	14 693	21 792	23 274	24 679	26 582	29 161
	割賦方式	2 250	2 141	2 376	2 468	2 510	2 578	2 664
	非割賦方式	9 278	12 552	19 417	20 806	22 169	24 004	26 497
	個品	14 492	15 368	12 857	12 228	11 667	11 348	11 033
	割賦方式	10 104	10 769	8 930	8 488	8 170	7 971	7 749
消費者金融	非割賦方式	4 388	4 599	3 928	3 740	3 497	3 377	3 284
	販売信用計	26 021	30 061	34 649	35 502	36 346	37 930	40 195
	消費者ローン	9 127	8 177	9 511	10 053	10 229	10 120	10 180
	消費者金融会社	3 846	6 610	9 981	10 633	10 192	9 751	10 285
	民間金融機関	11 353	6 304	4 113	3 986	4 045	3 946	3 301
	消費者ローン計	24 327	21 091	23 605	24 672	24 466	23 816	23 765
	定期預金担保、郵便貯金預金者貸付	15 072	21 603	15 245	13 838	11 928	11 188	10 105
	動産担保貸付	138	105	88	85	83	80	77
	消費者金融計	39 537	42 799	38 938	38 595	36 477	35 085	33 947
	消費者信用合計	65 558	72 860	73 587	74 096	72 823	73 015	74 142

資料 日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』

(注) 民間金融機関による消費者ローンには、フリーローンなどの不動産担保等による貸付を含む。

クによる消費者ローンであり、なかでも消費者金融会社の増加が90年代には大きかった。しかし、消費者金融会社や販売信用業者による消費者ローンもここ数年は頭打ち傾向にある。

消費者信用供与額を業者別にみると、販売信用の大半は信販会社やクレジットカード会社などのノンバンクによって供与されており、銀行等金融機関は一部に提携ローンなどによる信用供与はあるものの、その割合は小さい。次に消費者金融について、定期預金担保貸付や郵便貯金預金者貸付などを除く消費者ローンをみると、信販会社やクレジットカード会社などの販売信用業者や消費者金融会社によるものが大きく、銀行等金融機関による信用供与はあまり大きなものではなく、前記のように年々減少傾向にある。

以上のように、消費者信用供与額では、信販会社やクレジットカード会社、消費者金融会社などのノンバンクのシェアが大きく、銀行等金融機関のシェアは比較的小さいといった特徴がある。なお、以下では、消費者信用のうち、消費者金融に焦点をあてて考察していく。

(注1) リボルビングシステムは、事前に一定のクレジットラインが与えられ、利用金額にかかわらず、残高があれば毎月一定の金額ないしは一定の割合で返済していくものである。分割払いが返済の回数を指定するのに対し、リボルビング払いは最低支払い金額(ミニマムペイメント)ないしは支払いの割合を指定するものである。日本では販売信用におけるリボルビングは割賦販売の一形態であり、金利相当分が手数料として徴収される。

(注2) 貸金業規制法では、第13条第1項において過剰貸付を禁止しており、具体的には、簡易な

審査により無担保・無保証で貸し付ける場合は、1業者当たり50万円、又は、年収の10%を目途とすることとなっている(貸金業の業務運営に関するガイドライン3-2-1)。

2 消費者金融における 銀行等金融機関の取組み

(1) 消費者金融における銀行等 金融機関の取組みの経緯

前節で述べたように、消費者金融の分野では、これまでのところノンバンクが主たる担い手であり、銀行等金融機関が果たしている役割は比較的小さいが、これは戦後の金融行政や金融機関経営の態様を反映したものである。

戦後の経済復興の過程では、生産や投資活動を担う企業への資本配分が優先され、都銀、長信銀などの大手銀行は大企業取引を中心とする産業金融機関として、第二地銀(当時は相互銀行)や信用金庫、信用組合などは中小企業金融機関として位置づけられた。戦後の復興期から高度成長期にかけては企業の資金需要が旺盛であり、銀行等金融機関の経営はこれに対応することで事足りていた。

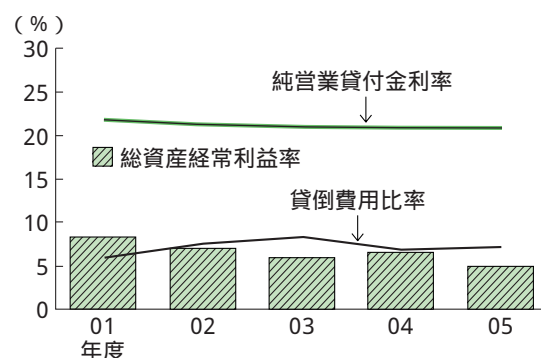
60年ごろから始まった高度成長の下で、自動車、カラーテレビ、クーラーといった耐久消費財の普及が進み、消費者の金融ニーズも高まってくるが、こうしたニーズに対応したのは、信販会社やメーカー系、流通系の販売金融会社などであり、銀行等金融機関が本体で消費者との取引に本格的に取り組むことはなく、信販会社や販売金融

会社等への貸出（企業取引に分類される）や、販売業者やメーカーの保証によって消費者に貸し付ける提携ローン、クレジットカード子会社による対応などにとどまった。一方、60年代には無担保・無保証の小口金融を行う消費者金融会社が設立され、70年代にかけて急速に業務を拡大した。

高度成長が終焉した70年代後半には、企業の資金需要が低迷し、銀行等金融機関は個人向け貸付にも注力するようになるが、比較的ロットの大きい住宅ローンや不動産担保等のフリーローンが中心であり、無担保の小口ローンへの対応は引き続き慎重であった。80年代後半のバブル期には、不動産担保等のフリーローンが大きく増加した。

バブル崩壊後の90年代になると、企業貸出における不良債権の増加に加えて、個人向け大型フリーローンの一部も不良債権化したこともあり、銀行等金融機関の貸出姿勢が慎重になった。また、一部大手信販会社などでもバブル期に実施した不動産貸付等が不良債権化し、経営の負担となるケースもみられた。こうしたなかで、個人への小口ローンに特化していた消費者金融会社は、バブル崩壊の影響は少なく、93年には、非対面での貸付審査を可能とする自動契約機の設置や、クレジットスコアリングといった統計的審査手法の導入などの技術革新を行い、これによって、顧客数や貸付残高が大きく伸長し、利益も拡大した。近年においても、大手消費者金融会社は利益率がやや低下傾向ながら、依然高収益体質を持

第1図 消費者金融大手5社の経営指標



資料 大手5社の決算短信及び決算説明資料

(注)1 大手5社は武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販で上図は5社の合計数値。

2 総資産経常利益率=経常利益/総資産平均残高
純営業貸付金利率=(営業貸付金利息-金融費用)/
営業貸付金平均残高

貸倒費用比率=貸倒関連費用/営業貸付金平均残高
(総資産平均残高と営業貸付金平均残高は前期末と当期末残高の平均値を使用)

続している（第1図）。

以上のように、90年代初めごろまでは、消費者金融の分野における銀行等金融機関の対応は慎重であったが、その理由を整理すれば次のようになる。

第一は、前記のように、戦後の金融行政が産業金融に重点を置き、企業部門への資金供給を重視したことであり、銀行等金融機関も企業貸出を優先した。

第二は、金融機関経営において、高度成長期までは収益的にも企業取引にメリットがあったことである。当時は企業の資金需要が旺盛であり、企業貸出においてある程度の利ざやが確保され、個人取引に比べて1件当たりのロットも大きく、取引効率も良かった。一方、個人金融、特に消費者金融は、小口で多件数の取引であり、貸倒率も高く、貸付金の審査や管理・回収にかかる事務処理負担が大きく、こうした点が敬遠されたものと思われる。

第三は、預金取扱金融機関としての経営の健全性・公共性が重視されたことである。銀行等金融機関は、決済機能を持ち元本保証の商品である預金の取扱いを行っていることから、預金保険制度などの公的制度の対象となっており、公共的性格が強い。このため、資金運用面で安全性が要請され、貸出取引にかかる信用リスクの抑制や担保徴求が重視され、貸出金の資金用途についても公共的側面からのチェックが行われてきた。こうした観点から、無担保、無保証で貸倒率も高い消費者金融は敬遠された。

以上のような理由で、消費者金融分野における銀行等金融機関の対応は慎重なものとなったが、この間隙をついて業務を伸ばしてきたのが、信販会社やクレジットカード会社、消費者金融会社などのノンバンクであった。これらのなかでも、消費者金融を専業とする消費者金融会社は、預金の受入れは行わないため預金取扱機関としての上記のような要請はなく、利潤の極大化をめざす株式会社としての経営が志向された。貸付金利についても、銀行等金融機関が臨時金利調整法や利息制限法の枠内で設定しているのに対し、貸金業者は貸金業規制法第43条の規定もあり、出資法^(注3)の上限金利（現行29.2%）は下回るが利息制限法の上限金利（現行15～20%）を上回るいわゆるグレーゾーン金利で貸し出してきた。銀行等金融機関はリスク回避を重視する傾向があったのに対して、消費者金融会社はハイリターン（そのためにはある程度のリスクを負担する）を志向する傾向があったもの

と思われる。

（注3）貸金業規制法第43条では、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が利息制限法の上限を超える場合でも、一定の条件のもとであれば有効とみなす（みなし弁済）と規定しているが、06年1月の最高裁判決によって、元利金返済の一部について有効性が否定され、過払い返還請求の動きが出ている。

（2）銀行等金融機関を取り巻く環境変化
しかし、90年代、特に90年代後半になると、銀行等金融機関を取り巻く環境が変化してきた。

第一は、不良債権処理の財源確保や公的資金導入に関連して、銀行等金融機関は収益力の向上を求められたことである。企業取引では、資金需要低迷等による貸出利ざやの縮小に加えて、不良債権の増加により不良債権処理費用などの信用コストも含めた取引採算が大きく悪化した。これと比較して、個人取引の採算性の高さが見直され、消費者金融を含みリテール金融に本格的に取り組むようになった。

第二は、ITや統計的手法の発達により、小口で多件数の金融取引のリスク管理の高度化や事務処理コストの低下が可能となったことである。クレジットスコアリングなどの統計的審査手法の導入により小口で多件数の金融取引のリスク管理が可能となり、ITの発達によって事務処理コストの低下が実現した。また、キャッシュカードやATMを利用した貸付実行や貸付金回収が可能となるなどの利便性向上も進んだ。

第三は、金融のアンバンドリング化が進み、貸付金の管理・回収などを専門とする

業者が成長し、業務のアウトソーシングなどが可能となってきたことである。米国では、サービサー（債権回収会社）の市場が発達しており、サービサーへの債権回収業務のアウトソーシングや債権売却が一般化している。日本でも、不良債権処理を通じてサービサーが成長してきており、今後、消費者金融の分野での債権回収業務などにも取り組む余地が広がってきている。

こうした状況下、消費者金融などの小口で多件数の金融取引への銀行等金融機関の取組みが進展してきているが、銀行等金融機関のこの分野でのノウハウは乏しく、ノウハウが豊富な消費者金融会社等と提携して進出するケースが多くみられる。

90年代後半以降の消費者金融分野における銀行等金融機関の取組みを整理すると、次の三つのパターンに分けることができる。

第一は、消費者金融会社と合併によって新たな消費者金融子会社を作り、これによって消費者ローンの貸付を行っているものである。00年5月にUFJ銀行を中核とするUFJホールディングス（現三菱UFJフィナンシャルグループ）がプロミス等と提携して（株）无ビットを設立したのをはじめとして、三井住友フィナンシャルグループ系列のオートローン（株）や、当時の三菱東京フィナンシャルグループ（現三菱UFJフィナンシャルグループ）系列の（株）東京三菱キャッシュワン（その後（株）DCキャッシュワンに社名変更）などがこれに続いた。

第二は、銀行等金融機関が本体で貸付す

るが、消費者金融会社等の保証によって行うものである。地銀や第二地銀などが実施している消費者ローンは第二のタイプのもので多く、この場合、貸付審査や延滞した場合の債権管理・回収は消費者金融会社等が行うことになる。

第三は、銀行等金融機関が本体で融資を行い、本体でリスクを負担するものであり、無担保のカードローンの業務拡大などがこれに該当する。

3 米銀の消費者金融業務

（1）米国の消費者金融の内容

これまで述べてきたように、日本の銀行等金融機関は小口の無担保・無保証の消費者ローンに対しては取組みが遅かったが、米国の商業銀行はこの分野で早くから業務を展開しており、大手の銀行では、クレジットカードを中心とする消費者金融^{（注4）}（Consumer Finance）の分野が最大の収益源となっている。米銀の消費者金融業務の展開は、日本の銀行等金融機関の同分野における今後の展開を考えるうえでの参考となる。

米国の消費者金融における主要な金融商品は、クレジットカードとホームエクイティ・ローン、自動車ローンである。FRB公表の消費者信用（Consumer Credit）統計によると、05年末消費者信用残高は2兆1,479億ドルであり、このうち、リボルビング^{（注5）}は8,055億ドル、非リボルビングが1兆3,424億ドルである。リボルビングは、

一定のクレジットラインのもとで反復して借入ができるもので、大半がクレジットカードによるものである。非リボルビングはこれ以外のもので、自動車ローンのほか各種耐久財のローンや教育ローンなどが含まれる。ホームエクイティ・ローンは住宅を担保にした借入であり、住宅ローンが存在する場合には、住宅の市場価額からローン残高を差し引いた部分を担保に借入が行われる。FRB公表のFlow of Funds Accountsによると、ホームエクイティ・ローンの05年末残高は1兆480億ドルである。ホームエクイティ・ローンの資金使途はさまざまであるが、クレジットカード債務の一本化などに使われる場合も多い。近年の傾向として、非リボルビングやホームエクイティ・ローンの増加率が高いが、リボルビングも着実に増加している（第2図）。

米国において消費者が小口の無担保ローンを借入する場合には、クレジットカードによるリボルビングやキャッシングが使わ

れる。なかでもリボルビングが多い。クレジットカードによる信用を供与しているのは、商業銀行やクレジットユニオン、貯蓄機関などの預金取扱機関やファイナンスカンパニーなどであり、なかでも商業銀行のシェアが高い。証券化資産もかなりのウェイトを占めているが、これはクレジット債権をもつ商業銀行やファイナンスカンパニーなどが、保有債権を証券化するために売却したものである。

クレジット債権の証券化率は高く、05年末時点で46%に達している。証券化は金利変動リスクを回避する目的などのために使われる。この証券化されたものを除くと、貸付残高は商業銀行のシェアが圧倒的に高く、なかでも、経営規模の大きいシティグループやバンクオブアメリカ、JPモルガン・チェース、ウェルズファークなどに集中する傾向がある。

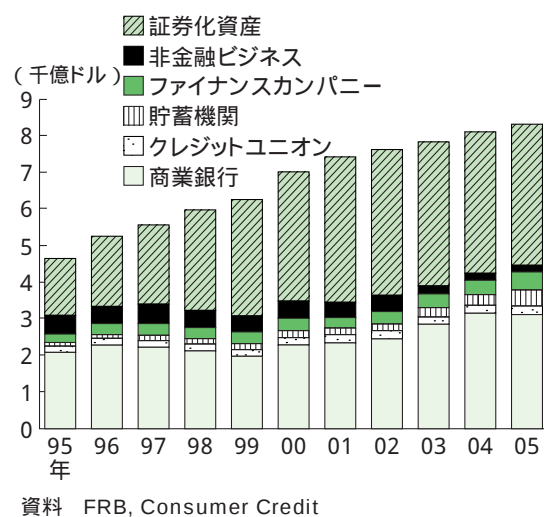
（注4）大手米銀の Annual Report 等をみると、クレジットカードや自動車ローンなどは、Consumer Financeと表現されており、日本のように、販売信用と消費者金融を区分するという使い方はしていない。

（注5）米国では、クレジットカードによるリボルビングはローンとして位置づけられ、所定利率に基づいて利息が徴収されるが、日本では、前掲（注1）で述べたように、販売信用におけるリボルビングは割賦販売の一形態であり、金利相当分が手数料として徴収される。

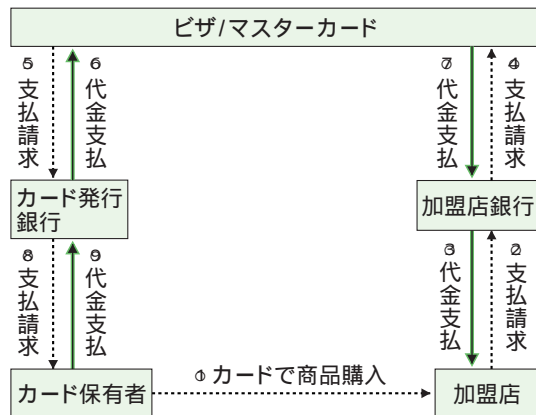
（2）クレジットカードの仕組みと収益構造

米国商業銀行が発行するクレジットカードの仕組みは、第3図のようになる。クレジットカードの決済は、カード発行銀行（Issuing Bank）、カード保有者（Cardholder）、

第2図 リボルビング信用の業者別内訳



第3図 米国商業銀行のクレジットカード決済の仕組み



資料 Douglas Akers, Jay Golter, Brian Lamm, and Martha Solt(2005)p27, 沼田(2002)77頁などを参考で作成

加盟店 (Merchant) , 加盟店銀行 (Merchant Acquirer) , ビザ/マスターカードの 5 者から構成され, カード発行銀行は, 顧客に対してカードを発行するとともに顧客の決済口座を持つ。決済関連の事務を外部委託することもある。加盟店銀行は, 加盟店の開拓, 管理を行うとともに, 加盟店の決済口座を持つ。加盟店銀行もその業務を外部委託することもある。

カード保有者が, 加盟店で商品を購入すると, 加盟店は加盟店銀行に対して販売代金の支払請求を行い, 加盟店銀行は販売代金から加盟店手数料を引いた金額を加盟店に支払う。加盟店銀行がビザ/マスターカードに代金の支払請求をすると, ビザ/マスターカードはカード発行銀行に支払請求し, カード発行銀行は販売代金から自らが得る手数料を控除した金額をビザ/マスターカードに支払い, さらに, ビザ/マスターカードは所定の手数料を引いた金額を加盟店銀行に支払う。カード発行銀行はカー

第2表 米国三大金融グループのクレジットカードローンの収益

(単位 億ドル, %)

	03年	04	05
平均ローン残高	2,135	3,003	3,600
利ざや	10.5	10.6	9.7
貸倒率	5.8	5.6	5.5
ネット利ざや	4.7	5.0	4.2

資料 各社のAnnual Reportから作成
 (注)1 三大金融グループはシティグループ, バンクオブアメリカ, JPモルガン・チェースで, 上表数値は3社の合計値。
 2 利ざや=純金利収入/平均ローン残高
 3 貸倒率=貸倒費用/平均ローン残高
 4 ネット利ざや=利ざや-貸倒率

ド所有者に代金請求を行い, カード保有者が代金を支払うことにより決済は完了する。

カード保有者は, この代金決済時に前記のリボルビングローンを利用することが多く, これによる金利収入がカード発行銀行の主要な収入源になる。リボルビングローンは, 小口の無担保・無保証の貸付であり貸付金利も高く, 貸付金利から資金調達コストを控除した利ざやは, 米国の 3 大商業銀行の場合10%前後となっている。さらにこの利ざやから, 貸倒率を控除したネット利ざやは 4 ~ 5 % 程度の水準であり, 米銀の高収益の一因となっている (第2表)。

このほか, 金利収入以外の収益として加盟店手数料があり, 加盟店手数料は加盟店銀行とビザ/マスターカード, カード発行銀行が分け合うこととなるが, カード発行銀行の取り分が多い。カード発行銀行はこのほかに年会費などをカード保有者から徴収している。

(3) クレジットカード業務のポイント
前項で述べたように、クレジットカード業務の主要な収益は、リボルビングローンなどにともなう信用コストも含めたネット利ざや収入である。従って、クレジットカード業務で収益を上げていくには、カードによる借入を利用してくれる顧客の獲得と、貸倒率をいかに低下させていくかがポイントとなる。

米国では、クレジットビューローと呼ばれる個人信用情報機関が充実しており、営利事業として行われている。^(注6) クレジットビューローには、個人の経済状況や信用履歴だけでなく、個人の性格や生活様式、地域での評判といった調査もなされ、こうした情報が蓄積されている。こうした個人信用情報は、顧客の新規加入やクレジットライン設定の審査だけでなく、顧客獲得のマーケティングなどにも活用される。商業銀行を含む大手カード会社では、上記のような個人信用情報機関が提供するデータを活用するほかに、独自に構築した与信システムの活用や、信用調査のアナリストによる分析などを加えて、与信審査やマーケティングを行っている。

クレジットカードのセールスは、ダイレクトメールの活用や新聞や雑誌、テレビなどの広告を活用したものであり、ダイレクトメールの発送先の選定などには上記のような個人信用情報などが使われる。

債権管理については、所定の期日に決済が行われないような場合には、主として電話による督促が行われており、コールセン

ターにおける集中的な電話対応などが行われる。

米国では、クレジットカードローンは、延滞期間が180日に及ぶ場合ないしは破産申請後60日が経過した場合に貸倒償却されるため、不良債権としてはみなされない。米銀は、貸倒償却されたクレジット債権を、債権回収を専門とするサービサーに回収を委託したり、債権そのものをこれらの業者に売却したりしている。米国ではサービサー市場が発達しており、商業銀行などのカード発行銀行は債権回収などにこうした市場を利用している。

(注6) 三大個人信用情報機関として、エクスペリアン、エクイファックス、トランス・ユニオンがある。

4 銀行等金融機関における 消費者金融業務の課題

(1) 審査情報の収集と信用リスク管理

米銀の消費者金融業務でも述べたように、消費者金融の第一のポイントは、借入を行い、かつ、確実に返済してくれる顧客をどのようにして獲得していくかということである。このうち、後者の確実に返済してくれる顧客を獲得するための審査には、個人の既往の借入状況や返済履歴が参考になる。

こうした情報を提供してくれるのが、個人に関する信用情報である。米国ではクレジットビューローといわれる個人信用情報機関が充実しており、こうした個人信用情報機関から有料で情報を得ることができ

る。

日本では、主要な個人信用情報機関として四つの機関がある（第3表）。それぞれが会員から提供された情報を中心に情報を蓄積し、会員に提供している。このうち、全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設立したものであり、(株)シー・アイ・シーは割賦販売事業を営む信販会社やクレジットカード会社などによって設立され、全国信用情報センター連合会（略称「全情連」）は消費者金融専門業者によって設立されている。これらの信用情報機関の情報の利用はそれぞれの業界に属する会員に限られる。また、これらの三つの信用情報機関は、CRIN（Credit Information Network）と呼ばれる情報交流システムを構築しており、延滞情報などについての情報交流が行われている。一方、(株)シーシ

ービーはクレジット会社や金融機関、消費者金融会社など幅広い消費者信用業者が参加しており、その会員であれば情報の利用が可能である。

これらの信用情報機関に登録されている情報は、本人特定のための情報と既存の借入状況や返済状況などであり、こうした情報を与信審査に活用することにより、信用リスク管理に役立てることが可能になる。ただし、これらの情報は与信判断以外の使用は禁止されている。銀行等金融機関であれば、全国銀行個人信用情報センターが利用可能であり、(株)シーシービーも会員になっていれば利用可能である。

このほか、銀行等金融機関は、預金口座を開設している顧客の該当口座における決済履歴などの情報を蓄積しており、こうした情報も信用リスク管理に役立てることも

第3表 主要な個人信用情報機関の概要

組織名称	全国銀行個人信用情報センター	(株)シー・アイ・シー	全国信用情報センター連合会(全情連)	(株)シーシービー
形態	全国銀行協会が設置・運営	信販・クレジットカード会社などのクレジット事業を営む会社により設立	消費者金融専門業者から構成される33の情報センターの連合会	信販・クレジット会社・金融機関・消費者金融会社などが参加して設立
設立年月	88年10月	84年9月	76年9月	79年8月
会員数	1 479社 (06年5月末)	751社 (05年度末)	3 406社 (05年度末)	534社 (06年7月末)
保有情報量	7 979万件 (06年5月末)	4億3 709万件 (05年度末)	2 224万人 (05年度末)	2億5 670万件 (06年7月末)
登録情報内容	・氏名、生年月日、住所などの本人特定のための情報 ・ローン等の借入状況(金額、最終返済日等)や返済履歴など	・氏名、生年月日、住所などの本人を識別するための情報 ・加盟会員と契約した内容やその支払状況などのクレジット情報など	・氏名、生年月日、住所などの個人を特定する情報 ・借入金額、借入残額、完済日、延滞状況などの個人の取引情報など	・氏名、生年月日、住所などの本人情報 ・契約金額、完済予定年月などの契約内容やその返済状況など
登録期間	・取引情報については契約期間中、及び契約終了日から5年を超えない期間	・クレジット情報については契約期間中及び取引終了日から5年間	・個人の取引情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間	・契約内容やその返済状況などのクレジット情報については契約期間中及び契約終了日から5年間
利用者	会員金融機関	加盟クレジット会社に限定	加盟会員	加盟会員

資料 各信用情報機関のインターネットホームページにて公開されている資料を参考に作成

可能であろう。

（２）債権管理・回収体制の構築

小口で多件数の無担保ローンを取り扱う消費者金融のビジネスモデルは、ある程度の割合で貸倒れが発生することを前提として、比較的高めの貸付金利を適用して、貸付金利から資金調達コストや信用コストを控除したネット利ざやを確保していこうとするものである。

消費者金融大手５社の過去３年度間の貸倒率は７％程度であり、３大米銀の貸倒率は５～６％程度である。貸付１件当たりの金額が小さいため、貸付残高が増えると当然貸倒件数も増加するし、債権管理・回収の事務も増えてくる。消費者金融に本格的に取り組むための第二のポイントは、こうした債権管理・回収の体制を整備することである。

前節でも述べたように、米国では、銀行本体がクレジットカードを発行しており、リボルビングローン等で延滞が発生した場合には、コールセンターから電話による督促などが行われる。延滞が１８０日を超える場合には貸倒償却され、バランスシートから除外される。償却後の債権はサービサーなどの専門の業者に回収が委託されたり、売却されたりしている。このため、米国ではサービサーの市場が発達している。

日本においては、銀行等金融機関の小口の無担保ローンは、系列の保証会社の保証（保証料は貸付金利込み）を条件とする場合が多いが、これは延滞などが生じた場合に

回収事務を保証会社に集中することによって事務の効率化を図ることや、保証会社が他業界の個人信用情報機関への加入が可能な場合には、そうした情報を活用することのメリットなどがある。

また、日本においても９９年にサービサー法（債権管理回収業に関する特別措置法）が施行され、サービサーが多数設立された。サービサーは法務大臣の許可会社であり、債権回収業務については厳しい行為規制が行われており、法令順守も徹底されている。当初は、金融機関の不良債権処理を主目的にしていたが、０１年の改正で貸金業者の貸付債権も業務の対象となった。また、利息制限法超過債権については取扱いができないが、今後予定される貸金業規制法等の改正によって出資法上限金利が利息制限法上限金利まで引き下げられる方向にあり、これが実現すれば、事業対象となる債権の範囲が大きく広がることとなる。

日本においても、償却後のクレジット債権について、サービサーなどへの売却の動きが増えつつあることから、今後、クレジット債権の回収についてサービサー利用が増えていくものと思われる。また、消費者金融の発展のためには、こうした市場を育成していくことが必要であろう。

（３）その他

米国では、クレジットカード業務はマスメディアル商品として位置づけられ、新規顧客の獲得などは、ダイレクトメールの送付や新聞や雑誌、テレビなどのマスメディア

を利用して行われることが多い。また、利便性を高めるための各種提携カードの発行やポイント制などのサービス機能を高めた商品の販売を行っている。

メガバンクを中核とする大手金融グループではこうした手法が有効と思われるが、地域金融機関の場合には、これらのほかに地域金融機関の特色を生かしたアプローチが求められよう。地域金融機関においては、顧客の預金口座の決済履歴などの情報に加えて、担当者の日常の業務活動などを通じて、地域住民の生活様式や地域での評判などといった情報が把握可能と思われる。これらの情報をマーケティング活動などに役立てることも可能であり、メガバンクとは異なった地域とのリレーションシップを生かしたアプローチが可能であろう。

おわりに

銀行等金融機関を取り巻く環境が変化するなかで、銀行等の消費者金融への本格的

な取り組みが進みつつある。現在、いわゆるグレーゾーン金利の廃止が議論されているが、個人金融の分野においては、担保の有無等の違いはあるものの、住宅ローンなどに適用される金利に比べて消費者ローンの金利はかなり高い状況にある。消費者金融の分野への銀行等の参入が進むことにより、ノンバンクを含む金融業者間の競争が行われ、消費者ローン金利の低下が実現することは国民経済的にも望ましいことと思われる。

<参考文献>

- ・沼田優子著（2002）『図解米国金融ビジネス』東洋経済新報社
- ・ピーケイシー編（2001）『消費者信用ビジネスの研究』ピーケイシー
- ・前田真一郎著（2004）『米国金融機関のリテール戦略』東洋経済新報社
- ・消費者金融連絡会（2004）『経済学で読み解く消費者金融サービス』金融財政事情研究会
- ・Douglas Akers, Jay Golter, Brian Lamm, and Martha Solt（2005）, "Overview of Recent Developments in the Credit Card Industry" *FDIC Banking Review*, Volume 17, No.3

（専任研究員 鈴木博・すずきひろし）



発刊予定のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判, 194頁
頒価(予定)2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かわる統計のほか, 農林漁業に
関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318

FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行予定 2006年12月

遺言関連業務の動向について

はじめに

農協組合員の高齢化が著しく進み、個人貯金の6割を60歳代以上の高齢者が保有する状況のもとで、次世代対策が重要な課題となっている。^(注1)本稿では、相続及び次世代対策のひとつとして遺言関連業務を取りあげ、最近の動向をまとめることとする。

(注1) 本田敏裕(2006)「組合員・利用者の年齢別にみたJA貯金、貸出金の残高構成比」『農林金融』8月号を参照。

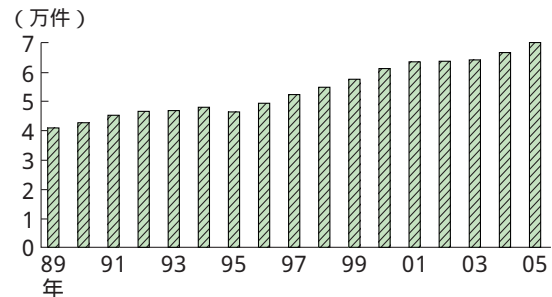
1 遺言書作成件数の増加

遺言書には「公正証書遺言」「自筆証書遺言」及び「秘密証書遺言」の3種類がある。このうち、信託銀行では、法律上の不備や偽造、紛失等の恐れがない「公正証書遺言」のみを扱うのが一般的である。

日本公証人連合会の調べによると、公正証書遺言の作成件数は年々増加傾向にあり、05年中の作成件数は7万件に達しようとしている(第1図)。また、家庭裁判所による自筆遺言証書の検認件数も増加傾向にある。

法務省の司法統計年報によると、全国の家庭裁判所に寄せられる相続に関する相談件数は年間10万件(04年中)を超える等、相続をめぐるトラブルは増加傾向にある。こうしたなかで、遺言により円滑な遺産相続が期待できるとの認識が高まっており、

第1図 公正証書遺言の作成件数



資料 日本公証人連合会調べ

遺言書作成件数も増加している。

2 金融機関における遺言関連業務の取組状況

大手金融グループをはじめとする金融機関では、収益力の強化に向けて富裕層向けの資産運用に注力している。遺言関連業務についても、富裕層顧客を囲い込むことで、次世代をも見据えた金融取引が期待できる有力な手段であるとして、信託銀行の積極的な取組みがみられる。

金融機関における遺言関連業務は、これまで信託銀行の店舗の集中している三大都市圏が営業の中心であったが、04年末の改正信託業法施行をうけて05年4月以降、有力地銀、信金等と遺言関連業務の代理店契約を締結する動きが進展しており、営業エリアは地方都市にも拡大している。

信託銀行が行うことのできる遺言関連業務は「遺言作成業務」「遺言管理保管業務」



「遺言書の執行」及び「遺産整理業務」からなる。これらの取扱状況をみると、遺言書の保管件数は毎年増加している（第1表）。特に、02年度以降は相続発生後に信託銀行が遺言の執行を行う「執行つき」の保管件数が大きく増加しており、06年3月末には「執行つき」が44,272件、全体の保管件数では5万件を超えている。また、遺産整理業務の年度中の引受件数も毎年増加しており、05年度は2,862件となっている。

このように遺言信託へのニーズは強まっており、今後、他業態の取組みもさらに積極化するとみられ、農協の組合員世帯へのアプローチの強まり、遺言執行による農協貯金の解約や流出が懸念される。

JAバンクにおいても、都市部を中心とした遺言信託へのニーズの高まりを背景に、05年10月より5信農連、7農協が農中信託銀行の代理店として遺言関連業務に参

入した。現在、遺言関連業務については本体参入した神奈川県信農連とその代理店を含め、9県域（7信農連、35農協）が行っている。

おわりに

相続・事業継承は、資産の多寡にかかわらず必ず直面する問題である。高齢化が進展するなかで、今後円滑な相続に対するニーズはさらに高まることが想定される。特に、農協組合員の場合、資産に占める不動産の割合が高いこと、農業を継続するために農地を後継者に集約させる必要があること等、法定相続では円滑な資産継承が困難となるケースも多い。相続対策、次世代対策として遺言を活用することは有効であるといえる。

ただし、遺言はあくまでひとつの手段であり、重要なのは農協の取組みを通じて組合員世帯の資産継承が円滑に行われることにある。相続・事業継承への対応にあたっては、高度な専門知識が要求されるとともに、組合員から世帯の資産保有状況や家族構成等を示してもらわなくてはならない。

これまでの組合員のつながりや農協の相談機能を生かした取組みに加えて、FPや宅建等の資格保有者の養成等による人材の育成や資産管理事業と信用事業の連携等、さらなる相談体制の強化を進めていく必要がある。

（研究員 小針美和・こばりみわ）

第1表 信託銀行の遺言関連業務取扱状況

（単位 件）

	遺言書の保管件数			遺産整理
	保管のみ	執行つき	合計	
94年度末	6,399	11,134	17,533	517
95	6,302	12,233	18,535	659
96	6,278	13,889	20,167	730
97	6,224	15,551	21,775	815
98	6,189	17,681	23,870	905
99	6,721	20,268	26,989	1,093
00	7,796	23,455	31,251	1,285
01	10,557	26,628	37,185	1,295
02	9,832	30,231	40,063	1,528
03	9,407	34,246	43,653	2,119
04	8,956	39,209	48,165	2,538
05	8,436	44,272	52,708	2,862

資料 （社）信託協会ホームページ
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>（アクセス日06年9月13日）

（注）遺産整理は年度中の引受件数。

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(63)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(63)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(63)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(64)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(64)
6. 農業協同組合 主要勘定	(64)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(66)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(66)
9. 金融機関別預貯金残高	(67)
10. 金融機関別貸出金残高	(68)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2001. 7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266
2002. 7	37,842,963	5,837,017	7,864,108	1,153,429	22,316,505	21,494,685	6,579,469	51,544,088
2003. 7	38,863,714	5,499,771	14,246,199	1,326,827	32,657,612	18,285,419	6,339,826	58,609,684
2004. 7	38,241,997	5,068,132	14,485,948	1,915,067	34,138,283	15,475,626	6,267,101	57,796,077
2005. 7	40,524,868	4,661,345	14,662,264	1,378,535	37,041,927	13,941,676	7,486,339	59,848,477
2006. 2	40,731,179	4,783,256	23,428,922	3,872,728	42,751,021	12,428,391	9,891,217	68,943,357
3	39,508,924	4,787,716	25,336,959	723,299	45,562,031	11,626,746	11,721,523	69,633,599
4	38,609,240	4,789,381	21,085,061	375,822	44,092,852	10,911,438	9,103,570	64,483,682
5	38,351,743	4,782,335	21,371,726	379,202	43,833,810	10,835,143	9,457,649	64,505,804
6	38,961,037	4,783,105	21,147,911	307,193	44,388,497	10,745,422	9,450,941	64,892,053
7	38,632,351	4,758,057	21,383,687	261,428	44,533,821	9,954,142	10,024,704	64,774,095

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2006年7月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	30,678,544	2,510	623,759	49	93,384	-	31,398,246
水 産 団 体	1,102,825	-	76,778	23	17,625	-	1,197,251
森 林 団 体	1,475	42	6,148	11	108	-	7,784
そ の 他 会 員	1,807	-	4,080	-	-	-	5,887
会 員 計	31,784,651	2,552	710,765	83	111,117	-	32,609,168
会 員 以 外 の 者 計	578,676	39,485	369,840	131,690	4,892,157	11,336	6,023,184
合 計	32,363,327	42,036	1,080,605	131,773	5,003,273	11,336	38,632,352

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,302,582百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2006年7月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	72,120	9,517	134,537	0	216,174
統 開 拓 団 体	366	18	-	-	384
団 水 産 団 体	45,079	11,121	26,708	90	82,998
森 林 団 体	4,770	7,787	1,203	77	13,836
そ の 他 会 員	60	315	50	-	425
会 員 小 計	122,396	28,758	162,497	166	313,818
その他系統団体等小計	231,014	40,872	68,462	132	340,480
等 計	353,410	69,630	230,959	298	654,298
関 連 産 業	2,048,558	61,540	1,715,201	20,607	3,845,905
そ の 他	5,094,781	10,694	348,287	178	5,453,940
合 計	7,496,749	141,864	2,294,447	21,083	9,954,143

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2006. 2	6,557,985	34,173,194	40,731,179	40,600	4,783,256
3	5,932,224	33,576,700	39,508,924	11,170	4,787,716
4	5,436,506	33,172,734	38,609,240	18,170	4,789,381
5	5,594,829	32,756,914	38,351,743	45,510	4,782,335
6	6,354,501	32,606,536	38,961,037	41,020	4,783,105
7	6,263,494	32,368,857	38,632,351	24,050	4,758,057
2005. 7	5,301,655	35,223,213	40,524,868	76,610	4,661,345

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2006. 2	126,717	3,746,009	42,751,021	13,030,175	15,315	-	162,437
3	104,978	618,320	45,562,031	13,860,943	14,210	318,400	158,389
4	82,867	292,954	44,092,852	14,285,548	4,656	-	151,469
5	100,882	278,319	43,833,810	14,305,658	607	-	147,433
6	100,301	206,891	44,388,497	14,384,710	721	-	145,396
7	114,337	147,091	44,533,821	14,552,650	966	-	141,863
2005. 7	104,781	1,273,753	37,041,927	11,260,311	14,557	-	173,870

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2006. 2	49,235,751	47,802,954	420,230	71,812	1,132,795
3	48,663,980	47,386,083	347,086	65,749	1,134,600
4	48,934,046	47,613,769	437,286	65,751	1,137,954
5	48,793,115	47,615,203	440,003	65,749	1,137,954
6	49,631,979	48,110,023	470,855	65,748	1,143,675
7	49,430,610	47,923,570	437,978	65,745	1,162,023
2005. 7	49,912,150	48,387,881	419,663	76,464	1,136,991

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。
4 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2006. 1	24,045,453	54,997,584	79,043,037	570,634	408,458
2	24,485,659	54,780,317	79,265,976	564,023	405,961
3	24,525,412	54,339,892	78,865,304	584,037	424,169
4	24,860,495	54,337,424	79,197,919	583,934	422,842
5	24,472,470	54,488,357	78,960,827	604,643	442,638
6	24,878,542	55,005,351	79,883,893	592,121	426,667
2005. 6	23,813,410	55,014,117	78,827,527	589,503	423,902

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4 貸出金のうち短期は1年およびそれにみないもの。
5 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。 6 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{有価証券} + \text{金銭の信託} + \text{金融機関貸付金} + \text{買入金銭債権}} \times 100$

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
623,578	1,775,193	1,450,717	19,538,834	68,943,357
620,000	1,582,927	1,465,017	21,657,845	69,633,599
663,432	2,030,622	1,465,017	16,907,820	64,483,682
690,000	2,107,364	1,465,017	17,063,835	64,505,804
640,000	3,565,673	1,465,017	15,436,201	64,892,053
784,000	3,276,202	1,465,017	15,834,418	64,774,095
576,011	2,882,061	1,224,999	9,902,583	59,848,477

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,983,239	2,259,809	22,904	12,428,391	878,141	8,997,763	68,943,357
9,397,326	2,045,549	25,481	11,626,746	650,000	10,738,914	69,633,599
8,423,495	2,310,094	26,379	10,911,438	900,000	8,198,915	64,483,682
8,334,917	2,330,864	21,928	10,835,143	980,000	8,477,043	64,505,804
8,266,307	2,310,613	23,104	10,745,422	750,000	8,700,221	64,892,053
7,496,749	2,294,446	21,083	9,954,142	701,148	9,322,590	64,774,095
11,246,512	2,494,960	26,332	13,941,676	1,023,873	6,447,910	59,848,477

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸 出 金	
	計	うち 系 統				計	うち 金 融 機 関 貸 付 金
52,097	27,932,702	27,795,754	0	312,645	16,877,165	6,227,828	1,204,143
57,090	27,252,196	27,107,777	0	303,866	17,044,553	6,221,610	1,219,774
60,003	27,258,416	27,122,670	0	356,496	17,183,338	6,152,189	1,219,532
53,662	26,923,722	26,785,030	15,000	366,785	17,300,881	6,181,746	1,219,182
48,417	28,064,078	27,930,368	0	368,077	17,156,960	6,167,432	1,231,957
53,903	27,469,087	27,335,381	5,000	373,706	17,403,945	6,266,672	1,233,612
49,381	29,971,680	29,858,392	0	327,574	15,807,373	5,895,846	979,172

5 受託貸付金は外書である。

6 1999年10月より統合県「A」は含まない。

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金	
398,531	54,492,828	54,290,786	4,508,774	1,802,283	21,108,280	306,258	876
386,364	54,629,235	54,430,386	4,668,989	1,919,484	21,129,078	302,401	871
371,186	54,106,916	53,888,639	4,759,327	1,995,060	21,318,550	305,128	869
398,301	54,256,334	54,045,822	4,885,794	2,088,229	21,343,406	303,922	854
404,314	53,816,431	53,605,547	4,903,861	2,089,068	21,510,912	306,260	854
389,683	54,771,153	54,528,870	4,888,336	2,044,841	21,543,036	305,045	848
393,882	54,924,498	54,718,194	3,953,026	1,403,909	21,218,862	323,891	883

7 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8 1999年10月より統合県「A」を含む。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2006. 4	2,125,592	1,441,022	27,048	66,252	14,971	1,298,830	1,263,327	152,814	729,890	
5	2,117,546	1,442,541	26,449	66,252	15,216	1,283,859	1,247,862	149,103	741,297	
6	2,131,353	1,447,697	26,423	66,311	15,137	1,303,234	1,266,021	149,332	737,952	
7	2,116,802	1,440,102	26,422	66,525	15,680	1,284,358	1,244,918	151,383	737,292	
2005. 7	2,163,932	1,550,336	38,324	65,596	15,281	1,325,111	1,287,811	147,950	749,677	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2006. 2	852,452	495,699	214,710	156,060	119,085	6,320	827,803	811,097	2,511	247,765	9,073	211	
3	862,219	488,815	213,513	156,760	117,412	6,273	842,133	820,299	3,559	244,681	9,022	207	
4	819,516	480,047	214,005	158,207	117,388	6,433	802,346	787,341	1,385	243,953	9,480	196	
5	813,843	477,461	219,512	160,587	117,964	6,795	796,896	782,633	1,352	244,470	9,562	196	
2005. 5	960,986	574,369	255,491	190,222	127,709	7,850	904,534	879,756	9,980	301,242	10,053	328	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残	2003 . 3		744 ,203	501 ,817	2 ,377 ,699	1 ,813 ,487	561 ,426	1 ,035 ,534	148 ,362	2 ,332 ,465
	2004 . 3		759 ,765	491 ,563	2 ,456 ,008	1 ,825 ,541	552 ,400	1 ,055 ,174	152 ,526	2 ,273 ,820
	2005 . 3		776 ,686	483 ,911	2 ,470 ,227	1 ,878 ,876	539 ,624	1 ,074 ,324	156 ,095	2 ,141 ,490
	2005 . 7		787 ,684	499 ,122	2 ,451 ,494	1 ,874 ,942	540 ,380	1 ,087 ,221	158 ,141	2 ,095 ,013
	8		789 ,084	493 ,325	2 ,458 ,084	1 ,869 ,112	538 ,447	1 ,088 ,765	158 ,409	2 ,087 ,917
	9		785 ,248	490 ,843	2 ,492 ,478	1 ,866 ,778	541 ,795	1 ,089 ,613	159 ,594	2 ,066 ,556
	10		789 ,232	491 ,230	2 ,447 ,815	1 ,851 ,876	537 ,013	1 ,089 ,159	158 ,914	2 ,062 ,472
	11		788 ,403	491 ,494	2 ,498 ,956	1 ,868 ,722	538 ,828	1 ,087 ,826	158 ,537	2 ,042 ,425
	12		797 ,046	495 ,883	2 ,449 ,615	1 ,885 ,784	547 ,512	1 ,103 ,111	160 ,564	2 ,044 ,351
	2006 . 1		790 ,430	491 ,974	2 ,472 ,472	1 ,857 ,213	536 ,522	1 ,088 ,256	158 ,898	2 ,029 ,897
高	2		792 ,660	492 ,358	2 ,464 ,529	1 ,863 ,570	537 ,937	1 ,092 ,582	159 ,385	2 ,024 ,179
	3		788 ,653	486 ,640	2 ,507 ,624	1 ,888 ,910	541 ,266	1 ,092 ,212	159 ,430	1 ,999 ,225
	4		791 ,604	489 ,340	2 ,508 ,888	1 ,899 ,075	543 ,753	1 ,101 ,907	159 ,903	1 ,997 ,157
	5		789 ,191	487 ,931	2 ,527 ,408	1 ,883 ,721	538 ,428	1 ,093 ,549	158 ,881	1 ,977 ,121
	6		798 ,147	496 ,320	2 ,472 ,002	1 ,898 ,302	544 ,039	1 ,102 ,469	160 ,318	1 ,978 ,874
	7	P	795 ,453	494 ,306	2 ,452 ,836	1 ,879 ,406	539 ,839	P 1 ,097 ,672	P 159 ,671	1 ,963 ,059
	前 年	2003 . 3		1 .2	0 .3	3 .0	0 .0	0 .3	0 .7	3 .4
2004 . 3			2 .1	2 .0	3 .3	0 .7	1 .6	1 .9	2 .8	2 .5
2005 . 3			2 .2	1 .6	0 .6	2 .9	2 .3	1 .8	2 .3	5 .8
同 月 比 增 減 率	2005 . 7		2 .1	0 .2	1 .3	2 .3	2 .8	1 .6	2 .5	6 .8
	8		2 .1	1 .6	1 .8	2 .3	2 .8	1 .7	2 .6	6 .9
	9		2 .0	1 .9	2 .9	2 .6	2 .7	1 .8	2 .9	6 .8
	10		1 .8	1 .0	0 .9	0 .6	1 .3	1 .6	2 .5	6 .9
	11		1 .8	0 .9	1 .3	1 .1	1 .5	1 .6	2 .6	6 .9
	12		1 .7	0 .2	1 .6	0 .9	1 .3	1 .6	2 .4	6 .8
	2006 . 1		1 .5	0 .1	2 .3	0 .8	0 .7	1 .4	2 .2	6 .9
	2		1 .5	0 .1	1 .8	0 .7	0 .6	1 .3	2 .2	6 .9
	3		1 .5	0 .6	1 .5	0 .5	0 .3	1 .7	2 .1	6 .6
	4		1 .4	0 .2	1 .5	1 .0	0 .6	1 .5	1 .8	6 .5
5		1 .3	0 .4	1 .4	0 .6	0 .5	1 .3	1 .6	6 .3	
6		1 .3	0 .5	1 .4	0 .4	0 .3	1 .3	1 .5	6 .2	
7	P	1 .0	1 .0	0 .1	0 .2	0 .1	P 1 .0	P 1 .0	6 .3	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお、信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残	2003 . 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2004 . 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	2005 . 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814	
	2005 . 7	207,125	49,166	1,814,386	1,361,638	402,174	619,498	91,693	P 4,356	
	8	208,060	48,231	1,805,153	1,357,891	400,033	616,620	91,579	P 4,314	
	9	207,787	50,279	1,842,021	1,367,078	403,233	623,513	92,434	P 4,441	
	10	207,190	50,688	1,830,164	1,362,634	401,469	620,399	92,093	P 4,360	
	11	206,872	50,406	1,846,730	1,369,191	403,979	621,327	92,405	P 4,479	
	12	205,894	50,662	1,854,445	1,395,774	412,429	631,723	93,401	P 3,929	
	2006 . 1	205,378	50,349	1,842,528	1,382,642	405,545	623,448	92,875	P 4,027	
	2	205,617	50,237	1,839,718	1,384,455	405,871	622,893	93,002	P 3,996	
	3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,708	P 4,092	
	4	207,728	49,327	1,845,915	1,392,567	409,536	624,475	92,774	P 3,942	
	5	209,338	49,626	1,837,684	1,388,595	408,215	620,795	92,600	P 4,089	
高	6	209,667	49,354	1,844,680	1,392,590	410,347	622,741	92,905	P 3,805	
	7 P	210,617	50,331	1,847,128	1,395,142	411,045 P	624,219 P	P 93,118 P	P 3,744	
	前	2003 . 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0
	2004 . 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
年	2005 . 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4	
同 月 比 增 減 率	2005 . 7	1.0	0.7	3.9	2.3	3.1	0.0	0.9	P 18.7	
	8	0.7	0.3	4.5	2.9	2.9	0.0	0.9	P 19.3	
	9	0.8	0.9	2.3	2.9	2.7	0.2	1.1	P 18.9	
	10	0.8	1.8	1.3	1.0	1.4	0.2	0.7	P 18.3	
	11	0.8	2.0	0.2	1.7	2.1	0.2	1.0	P 18.8	
	12	0.8	1.9	0.2	1.7	2.3	0.4	1.1	P 18.2	
	2006 . 1	0.8	1.5	0.7	1.6	2.0	0.5	1.5	P 16.8	
	2	0.8	1.2	0.1	1.5	2.2	0.6	1.6	P 16.7	
	3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	P 15.0	
	4	0.4	2.9	1.9	2.2	2.7	1.0	1.6	P 15.1	
	5	1.0	2.6	2.5	2.7	3.0	1.1	1.9	P 14.8	
	6	1.3	2.3	2.7	2.9	3.0	1.2	2.0	P 15.0	
	7 P	1.7	2.4	1.8	2.5	2.2 P	0.8 P	P 1.6 P	P 14.0	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。